

平成23年第6回太子町議会定例会（第435回町議会）会議録（第2日）

平成23年12月5日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時58分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成23年第6回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

本日の案件は2件ございます。

まず1つは、東日本大震災後のライフラインにおける考え方、それと2つ目は文化財管理に関して、これは斑鳩寺ですけども、以上ですけども、じゃあまず1番の東日本大震災後のライフラインにおける考え方を、今お手元にお配りしていただいておりますこの資料に沿って説明をしていきます。

東日本大震災は、被災地のみならず、日本国の政治、経済の根幹に大きな打撃を与えた、歴史に残る震災であります。千年に一度あるかないかの大震災の惨劇を目の当たりにして、同じ時を生きる国民として、被災された方々の命、暮らし、仕事にかかわる復興施策が早く実行され、東北が元気になることを願ってやみません。

東日本大震災による国民生活全般にわたり与えた影響は、エネルギー問題、特に電気エネルギーが挙げられます。この夏、被災地から遠く離れた、この太子の町、当局、住民においても、関西電力から15%節電要請がありました。これは、電気がクリーンで地球に優しいエネルギーとしていたものが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力安全神話崩壊から始まり、やらせ問題に続き、事故賠償金の国民負担の議論まで、何ひとつ住民生活において安心・安全な話がないことが原因です。

以上を含めて、太子町行政当局の認識等についてお伺いします。

まず1つとして、ここに資源エネルギー庁発行の節電アクションという小冊子があります。本書の使い方として、電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種について、オフィスビルとか医療機関とか学校、飲食店などですけども、標準的な節電アクションの行動指標、節電ポスターの活用等が示されています。関西電力の15%節電要請から太子町で管理する施設における節電計画、実施実績の説明を代表的な施設ごとに求めます。これがまず1つ。

2つ目に、太子町の運営する施設は多くの

エネルギーを消費しています。私は、電力会社による節電キャンペーンにより電気が足りない現状があり、過度に電気に頼らない施設がよいと認識していましたが、ガス協会の人是否定的で、電気は余っていると懐疑的です。具体的に、関西電力はオール電化へ電化手数料A制度、これは販売店などにこういうことをしていただいたらという手数料が入るような形のシステムになっております。これを推し進め、新築を初め、原子力発電所の事故後の4月以降9月末までに、大阪ガスでは近畿圏内で約7,000軒、身近で使用しているプロパンガスで兵庫県LPガス協会姫路支部に合わせては789軒の既存物件でもオール電化が発生しています。一方、節電で、電力の販売増が同時進行なのです。表面的には逼迫する電力供給需要による節電要請を行いながら、反面オール電化を推進する姿勢は、電力量が十分にあるにもかかわらず、原発の必要性をアピールするがための節電要請である疑念があるのです。エネルギーのベストミックス、まあ言いますといいところ取りですけども、こういう考え方がありますが、計画中の新庁舎を含めて、今後使用するエネルギーの選択についての考え方の説明を求めます。

3番として、太陽光発電設置費用での補助施策等についての今後のお考えをお伺いします。

以上、この3項目についてご説明、ご回答をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、最初の節電の実績でございますが、今年の夏の関電さんの節電要請により、太子町公共施設では7月1日から9月22日を重点実施期間といたしまして節電に取り組んだところでございます。設定温度を28度に設定するなどエアコン対策、間引き点灯、昼休み消灯等の照明対策、それからパソコン、OA機器の節電モードの設定、その他、定時退庁の促進等あわせて対策を実施いたしました。12月広報でも掲載しましたとおり、公共施設全体で7月から9月

の電気使用量を昨年同月と比較しまして、13.25%節電できております。

町の施設全体での取り組みといたしまして、いろいろと対策を講じたところでありますが、個々の施設単位では実態、実情に合わせて取り組んだところでございます。主な施設の節電実績でございますが、役場庁舎24.06%、保健福祉会館16.21%、文化会館12.06%、図書館12.47%、小学校14.13%、中学校4.53%、幼稚園28.76%、町民体育館12.09%となっております。

節電対策につきましては、重点期間のみの実施ではなく、引き続き節電を呼びかけているところでございます。さらに、この冬も夏と同様、節電対策を踏襲し実施していくことを考えているところでございます。

次に、ベストミックスについてでございますが、既存施設、今ある公共施設のベストミックスについては、設備投資を伴うことも考えられますので、容易にはできないというふうに考えております。特に現庁舎につきましては、老朽化が進み、新庁舎建築を推進しているところから、新エネルギー施設を設置することは現在考えておりません。その他の施設につきましても、ベストミックスにつきましてはいろいろとこれからまた勉強していきたいというふうに今のところ考えております。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 太陽光発電設置費用補助施策の今後についてということでございますが、住宅用の太陽光発電導入支援策につきましては、地球温暖化対策一環といたしまして期待をされているところでございます。

太陽光発電を普及拡大させるため、現在住宅リフォーム相談窓口を設置いたしておまして、その中で住宅の耐震化やリフォーム、バリアフリー化、あるいは太陽光発電などのさまざまな住宅施策の相談、情報提供をさせていただいているところでございます。新築をしようとする方のみならず、リフォームを

考えられている方におきましても、太陽光発電設備を紹介するなど、さまざまな相談が受けられるようにいたしております。

さらに、助成制度につきましては、社団法人太陽光発電協会、太陽光発電普及拡大センターの住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業と省エネによる住宅リフォームに関する投資型減税の取り組み等を啓蒙いたしまして、太陽光発電の普及に努めているところでございます。

現在、太子町の助成制度の導入ということでございますが、県下では最新情報では17市2町において創設をされておりますが、それぞれ補助金内容もさまざまございまして、財源の確保あるいは需要予測も踏まえまして、補助要綱等について現在検討を進めているところでございます。今後につきましては、財政状況等十分考慮しながら、現実に向けて検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 まず、1つお聞きします。

先ほど、この役場等含めての施設の実績の内容をお聞きさせていただきましたんですけども、冬も電気等使われる形がたくさんあるんですけども、今まで7月から9月まで確認された内容で、また今後この冬の間はどういう目標で、今までと変わらん形でやりますというだけのお答えでしたけども、目標値を出してのそういう考え方、進め方というのはございませんでしょうか。これは2番。

それと、3番の太陽光のところでお聞きしました、新築とカリフォームの場合には推奨しているという形でお聞きしたんですけども、実際、例えば今年の実績はどれぐらいの件数がそういうところの紹介をされとるという形の、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） この冬も節電に努

めるところではございますが、各公共施設の新しい古いございます。それから、いろんな業務の中身がございまして、特に目標値を定めてということはございません。できる限り、できる範囲で節電に取り組むという考え方でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 現在までの相談実績等につきましては、特に太陽光についての相談、あわせてリフォームについても現在のところはないということでございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それでは、2番目の文化財管理に関して確認をさせていただきます。

この内容は、前回9月の一般質問、また予算委員会等で確認をさせていただきましたんですけども、直近に県の文化財保護のほうから最終回答としての回答が出たということをお聞きしましたので、もう一度再確認をさせていただきます意味で、斑鳩寺の修復の時期、それと2番目に、この建造物に対する、このお金に係る、お金に対する予算計画を再確認させていただきますと思います。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員お尋ねの斑鳩寺庫裏修復関係につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目、修復に関する、その時期の関係でございますね。答弁させていただきます。

斑鳩寺庫裏等の修復につきましては、兵庫県の文化財整備補助に係る予算が縮小を余儀なくされております。兵庫県の担当者、これは文化財室からの説明でございますけれども、斑鳩寺庫裏等の修復は平成28年度着工の見込みで、県もそれにあわせて財政上の措置を考えているという話でございました。さらに、着工までの間には安全対策として補強工事の実施が必要で、これについても県は助成を考えていくという話を伺っております。

2点目、今後の予算計画でございます。

修復工事までにつきましては先ほども述べ

ましたけれども、応急措置としての補強工事費のほかに、斑鳩寺、兵庫県及び本町の3者で協議をした上で、県の指導のもとに予算計上していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今、2番目の予算の計画を考えておるといって、県、それから町、我々斑鳩の顕彰保存会等で考えるという形なんですけども、この金額的に、この年度にあわせてどのような予算のお金の考え方という形を出していただけるのかをお聞きしたいんですけども。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

本町は本町なりに、それぞれ毎年度、10年計画を考慮しながら予算を編成していくわけでございますけれども、この庫裏の問題につきましては、補助は、全体事業費が幾らかということがいまだ明確になってございませんので、それが決まった段階と、さらに何年間でやっていくのかという事業期間が決まりましたら、前回にも答弁いたしましたけれども、負担割合は3分の1ずつということは決まっておりますので、全体の事業費と、それから事業期間が決まりましたらおのずとその割り振りが出てまいります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今お答えでは、期間とか全体の割り振りの内容がわからないのということなんですけども、このわかるのは、年度的にはいつごろかという形は現在お答えできますか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 28年度から着工でございますけれども、前年の27年度には、それまでには予備調査がずっと続いていくと思います。そうすると、向こうの建築の専門官等がどういった事業かということになると思うんですけれども、今現在一応、詳細なとい

うほどまでではないですけれども、調査は一応、現状の調査はもう済んでおりますので、さらに詳細な調査をし、そして全体の事業費を組んでいくということになりますので、今ここで幾らで、何年でやるということは申し上げられないのが現状でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(佐野芳彦) 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほどお答えになりましたように、安全とかの面を考えての助成ということもお聞きしましたので、その内容を踏まえて、今お答えになりました、その予算に関して、きちっと28年度までには出るようお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(佐野芳彦) 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 4番首藤佳隆、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、龍野揖保線の沖代のところの信号が今年度中につくということをお聞きいたしまして、当局のほうもご尽力いただきましてまことにありがとうございました。

まず大きく、今から学校教育に関連すること3つと地域ブランドについて1つ、質問させていただきます。

まず、来年度、2012年度から小学校、中学校において、それぞれ兵庫型教科担任制、武道必修化といった新しい指導が導入されることに関連して質問させていただきます。

平成24年度より中学校の体育においては武道、ダンスの必修化が決まっております。特に武道については、その学習を通じて、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう指導のあり方を改善するというふうにあります。

武道というものは、我が国固有の文化で、歴史と伝統があり、身体的な鍛錬はもちろんのこと、授業を通して礼節や忍耐、またみずから律し、相手を敬う心を養う等と豊かな人

間性をはぐくむという点において、精神修養と文化の振興のために重要であり、生徒たちがこれらを学ぶことはとても大切なことであると感じております。

また、文部科学省は中学校武道の必修化に向けた条件整備として、指導者の養成、確保、武道場の整備、武道用具等の整備に予算を計上しております。これらを踏まえて、中学校における武道必修化について何点か質問いたします。

まず1点目、町内2校を含め、揖龍学区では柔道が採択されると聞いておりますが、文科省による指導の手引きでは、武道は段階的な指導を必要とするため、特定の種目を3年間実習できるようにすることが望ましいとされております。これを踏まえて、柔道を選択された理由及びまた将来的にも柔道のままで行くのかということをお聞きいたします。

2点目、21年度の決算では消耗品で柔道用の畳、それと生徒用の柔道着を購入したということで、21年度184万4,550円が計上されておりました。太子西中学校の畳はよくなっているのだと思いますけれども、東中の柔道場の整備等についても確認したいと思います。柔道する際に畳がずれていたり、傷んで破れたりしていると、すき間に手や足が挟まってけがする危険性があります。時には首や脳を挫傷して死に至るといった事例も少なからずあるようです。その辺を踏まえまして、武道を安全かつ円滑に行うには武道場のきちんとした整備が必要と考えられますが、町内2校の現状はどのようになっていますでしょうか。

3点目、武道の精神や伝統文化の大事さを子供たちに教えるかは指導者の能力にかかっていることから、指導者の養成と確保についてお聞きしますが、教員には武道未経験の方々が多く存在すると思っておりますが、揖龍学区の体育教員の中で剣道、柔道、相撲の指導ができる方は何人ぐらいおられますでしょうか。

また、指導者の養成と確保に対し、研修会

への参加などを含めて、どのような対応をされてきたか。また、今後はどのようにされるのかお聞きいたします。

4点目、これまで保健体育の時間は年間90時間だったのが105時間になりますが、実際には武道を学習する時間は13時間から15時間ぐらいが割り当てられるものと考えます。この限られた時間で学習指導要領に定められた武道の伝統的な考えや内容を理解することができるのでしょうか。

5点目、女子生徒の保護者の方数人から聞いたんですが、来年度から柔道に決定しましたという通知が届いただけで、なぜ柔道なのかという説明がなかったと聞いております。そんな状況下で、女子生徒の保護者の方から、自分自身も柔道やったことがないなどの不安の声も聞いています。女子生徒についてはどういう内容まで指導されるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、柔道固有の事故についてですが、1983年から2010年までの28年間で、学校管理下の柔道活動中に起きた死亡事例が114件、年間平均4人に及びます。その中で、中1生が17.6%、高1生が42.6%と、いわゆる中学校、高校の初年時の事故率が高いとレポートされています。

また、中学校における部活動中の事故について、2003年度から2007年度の5年間で、10万人当たりの死亡人数は柔道が1.980人、2位のバスケットボールが0.371人で、2位のバスケットの5.3倍もの多さになっています。

柔道固有の事故というのは、投げわざ、固めわざ、受け身の失敗に起因するものがほとんどで、発生状況が限定的なものであるからこそ指導方法、安全への配慮が問われなければならないと思います。柔道固有の事故発生が懸念されますが、目が届くように少人数指導の導入など、安全面での配慮についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。首藤議員の6点の質問に対するお答えをさせていただきます。

柔道では、受け身など、自分自身の身を守ることに関わる技能の指導ができること。また、柔道着は、剣道の防具に比べて金額的に安価であること。さらに、指導者に対する研修の機会や指導ができる教員の数、また高校で選択される学校数も柔道が多いということで、総合的に考慮して柔道というものを選択したわけでございます。将来もということですが、このようなことがクリアできれば、また剣道のほうにも変わるかもしれませんが、今のところ柔道で続くものと考えられます。

2点目、武道場の現状はということですが、太子東西中学校とも専用の柔道場がございまして、またスプリングがきいた畳の専用の道場でございます。

3点目の指導者でございますが、柔道の指導ができるのかということでございますが、体育担当教諭は武道を含む各種目の基礎、基本の指導法を学んで免許を取得しているもので、柔道の指導はできます。今後は、より高い指導力を取得するため、県教委等が実施する講習会や研修会に参加し、技術指導の向上に努めてまいります。

4点目ですが、限られた時間で理解はできるのかというようなことですが、3年間の継続した指導の積み重ねを通して、日本の伝統文化を尊重する姿勢、礼儀を重んじて、相手を尊重する態度の育成が図られていくものと考えます。具体的には、1学年では、相手の動きに応じて行う姿勢と組み方、身体動作、受け身などの基本を行い、2、3学年では、その基本となるわざの習得や崩しと体さばき、試合などを行うことが考えられます。

5点目、女子生徒への指導はということですが、女子生徒に対しても男子生徒と同様の指導となりますが、投げわざなどでは力の関係で幾らか男子に比べてわざの選択することが考えられます。

最後の6点目の安全面への配慮はというこ

とですが、武道は中学校で初めて学習する内容で、基本動作や基本となるわざの習得を目指していることから、けがのないわざを選んで指導していくことになると考えます。教師が危険を予知し、事故防止に努める判断力や指導力の向上に努め、柔道は命を投げているという言葉に代表されるように、生徒一人一人の安全への意識向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

回答いただきましたことにつけ加えましていろいろまた質問したいと思いますが、まず1点目のほうで、受け身は自分自身を守ることであるとか、柔道着は安価であるとか教員の数も多いということですが、実施しない剣道とか相撲とか、ほかにも武道、空手とか合気道とかいろいろありますけども、なぎなたとか、そういった実施しないほかの武道について、子供たちにその特性とか、あるいは成り立ち等の、日本の伝統ということを尊重する態度を、ほかの武道に関してのことは指導は、ちょっとぐらい説明とかという指導はされないのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほども申しましたように、道とつくものは一つのそのわざを、また柔道または剣道、今またなぎなた、相撲と出ましたんですけども、そのスポーツを通して人間教育をするものでございます。ですから、柔道を通して人間教育をする。ということは、やはり同じ種目によって、長い間の時間をかけて一つの完成を目指したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

西中、東中のほうも柔道場を見せていただいたんですが、スプリングのきいた道場で、昔とは随分違って、安全面に配慮されてるなあということを感じたんですが、若干西中の

ほうで畳の破れがあったのと、西中、東中ともちょっと畳のずれがあったんですが、そういったところは早急に改善していただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 安全面が著しく損なわれるようでしたら、現場の教師または校長等相談しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。よろしく願いますので。

柔道場、2つとも耐震性はいかがなんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 西中のほうは既に耐震のほうは済ませておりますが、東中のほうも56年度以降に建設されましたので、耐震のほうはクリアしてると思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 耐震のほうもできてということなんで安心しております。

4番目の質問で、限られた時間でということに関して、1年生、2年生、3年生とか説明していただいたんですけども、女子のほうも基本的には男子と同様でということなんですけども、1年生に関しては会得する投げわざが体落とし、大外刈り、ひざ車、固めわざがけき固めと横四方固めとか、2年生に関してももう決まっているんですけども、その中からこのわざは危ない、このわざは大丈夫だという判断はどういったふうにされるのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 個々の体力とか実力等々がございます。現場で指導しております体育教師の判断によってどのわざを選択するか、どういうことをするかというようなことが決められていくと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、個々の体力と教師の判断ということをお伺いしたんですけども、教師が一人で何十人もの生徒を見るという状態になるわけなんですけども、その中で特に女子の生徒さんていうのは柔道になれたこともないですし、触れたこともないでしょうし、保護者のお母さん方も、私も学生時代柔道やったことないんでアドバイスもできないというふうにおっしゃってるわけなんですけども、女子生徒に関してもう少し具体的に、例えばもうとにかく受け身を中心にするんだとか、そういった配慮とかはございませんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 首藤議員さんが言われますように、受け身を十分考慮して、これでしたら次のわざに行ける、次のところへ行けるというようなことを指導者が判断しまして、安全に考慮しながら種目の選択をしていくと思われま。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺の安全面ということに関しまして、例えば県の柔道連盟とか、たつのにもあると思いますけども、県警であるとか、柔道の専門家の方々に協力を例えば求めて少人数指導というか、柔道場にそういった方が黒帯を締めていらっしゃるということだけで生徒がすごい緊張感持って臨めたりして、教える体育の教員の方も安心ということもあるのかなと思うんですけど、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 1年生から初めて柔道というものがございます。試合形式にまで行けるかどうかは、やはり指導者の生徒の向上というんですか、わざの向上、また生徒の力等を考えまして、試合形式まで行けなければ、その試合はしなくて、あくまでも指導の安全の範囲の中で指導していくというふうになります。ですから、そういうふうな外部講師を依頼したりするようなことは部活動以外

では考えられないことと思われまので、今のところそういうところは考えておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今のところそういった柔道連盟等に協力を求めるということとはされないということですが、今教育長のほうから試合形式まで行くかどうかというのは指導者にかかっているということなんですけども、実際にわざを覚えるというためには乱取り形式で、要は試合形式で、二人で格闘しないといけないわけなんですけども、本当に一人の教師で全員に目が届くのかという若干不安がありますので、その辺研修等しっかりしていただいて、とにかく事故がないようにということをお願いしたいと思います。

そういった事故の原因の一つというふうなところを考えると、やっぱり受け身というのが自分を守るという基本であると。そういった基本が備わっていないことが事故の原因になるんじゃないかなというふうに私考えるんですけども、かつて我々もそうだったんですけど、各自自治会に荒神社があつたりして、そういった祭りなどで子供会行事として奉納相撲大会が行われている自治会も、今もありますけども、相撲大会の現状を見ても、相撲になってないんですね。手をとり合って力比べしてたり、押し合いに終始してるとか、そういった現状があります。武道の定着というところから見ても、今の子供たちというのは武道にはなれ親しんでないんじゃないかと思うわけなんですけども、我々が自然とプロレスごっこであるとか、ボクシングごっこであるとか、そういったことで自然と受け身を覚えた。また、相手が痛いということも覚えていきました。そういったことも踏まえて、そんな経験を持ちながら相手への配慮というのを我々は覚えてきたと思うんですね。そういったことから、今の子供たちが武道離れしている現状がもとで、学校において度を越えた暴力とか、そういったことにも若干つながっている

んじゃないかというふうに一般的な考えであると思うんですけども、今回のこの武道必修化が相手の痛みを思いやる心をはぐくんで、学校暴力等が減少していくということになれば大変素晴らしいことだと思いますので、その辺教育長のほうもしっかりとして、安心ということに関して強く要望しておきます。よろしくお願ひします。

この質問に関して最後、柔道の創始者嘉納治五郎先生は自他共栄の武道精神を基本として、自分を磨き、自分の完成を目指し、社会へ貢献することが人間形成の最終的な目的として、人間の教育というふうにうたってらっしゃいます。4月からの武道必修化によって、その伝統の教えをきちんと子供たちに伝え、礼節や忍耐、またみずからを律し、相手を敬う心を養う等々、豊かな人間性をはぐくめるような指導がなされるようお願いしておきます。よろしくお願ひします。

続きまして2点目、平成24年度より小学校に導入される兵庫型教科担任制について、今年度は石海小学校、太田小学校がモデル校として研究されているところですが、その現況と成果はどのようになっているか。また、来年度からの全校導入に向けて、今年度モデル校実施をもとに考えられる課題点や留意しなければならない点等をお伺ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。この制度は、兵庫県が全国に先駆けてやっている制度でございます。議員が言われました、石海小学校と太田小学校が実施されていると言われましたんですが、既に先駆けて教科担任制は斑鳩小学校でも平成21年度、22年度で実施しております。今年はその準備段階としまして、太田小学校と石海小学校が取り組んでおる次第でございます。

各小学校における取り組みの成果としましては、担任外であっても、授業でかかわっていることにより、子供たちへの励ましや褒めることがより具体的に、より身近になってきており、組織的、協力的な指導の充実が図ら

れております。

また、複数指導の教科では効果的で、また効率的な指導ができ、一人一人の児童の把握もしやすくなってきております。さらに、生活指導面でも多くの教師がかかわり、児童の様子や変化に気づきやすく、迅速な対応ができていることが挙げられております。

来年度から本格実施に向けての課題としましては、急な時間割り変更や行事のあるときにおいて、時間割り配当、教員の配当が困難になることが課題として挙げられます。

また、5、6年生の専科教員を増やすと他学年への配当時間が減少してしまうこと、学習面や生活面などの個別指導をする時間の確保が困難になることも課題として挙げられます。

いずれにしましても、子供たちの受けとめは概して好評であることから、今後とも授業が楽しく、わかるようになったと思う子が増えるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 小学校における新たな指導システム、兵庫型教科担任制という、県の教育委員会のリーフレットも拝見させていただいたり、学校関係者の方々にもいろいろ聞き取りさせていただいたんですが、例えば石海小学校でいくと、今現在石海小学校6年生4クラスあるんで、社会科と体育で2クラスずつ交代でさせていただいてるという話。今度は5年生になると3クラスになるんで、社会と体育と音楽、図工をセットにした形で、3クラスで変えてるというような現状をお聞きしたんですが、学校の先生方何人かに聞いたところ、奇数クラスになるとその時間割りの組み方が非常に困難になるんですと。こればかりはもう、来年度はそれでやって、再来年度はこういうふうに変更してというふうになれていくしかないんですよと笑ってらっしゃったんですけども、その辺の現状を踏まえ、特に学校の先生が問題にされてたのが、

太子町でいくと龍田小学校、これクラスが1つずつしかないんで、他学年で交代せなあかんのやと。西播でいくと室津小学校とか、西栗栖小学校とか、生徒数が少ないところ、太田のように多いところという、教員の確保によって時間割り組みやすいところと組みにくい学校があると思うんですけども、太子町内のことで結構ですけども、その辺のご説明をちょっとお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 議員がおっしゃるとおり、現場では、中学校では既に教科担任制でなれて、先生が都合悪くなったとか、または急用ができて休まざるを得ないとかというようなことがございましたら、各学年の主任が素早く先生を配当するという事になれておりますが、残念ながら小学校教諭のほうでは、そういう教科担任制というものが若干入りまして、または試行段階ですので、まだなれてないというところで、戸惑いがあると思います。以後そういうことが経験を積んでいくことによってスムーズに担任配当等ができて、教員もなれてくるんじゃないかなあと思います。若干、導入時期はそういうことが起こるということは認識しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町内の小学校の具体的なあり方というか、龍田はこうする、こんなふうにされるという説明をいただきたいんですけど。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 龍田は1クラスですので、教科担任ですので、5、6年で教師が回していくと。教科はどの教科をするかというようなことは学校が決めていくこととございます。そういう意味で、龍田がどうするか、斑鳩はどうするかというようなことは私のほうでは申し上げられることはできません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 各小学校は生徒数が違うのと教員の数も違うんで、学校間の不公平さがないようにということをお願いしときたいのと、あと、この間小学校ちょっとオープンスクール行かせていただいたら6年生は英語やってまして、英語は担任の先生と補助の先生でやられてたんですけども、そういった形でやられるんですよ、これからも。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 外国語活動というものも導入されております。そういう面で、外国語活動担当教諭もおりますので、年間の時間数が減少しないように、クリアできるようにというようなことはチェックしまして、子供たちが均等に学習ができるようなことは教育委員会として管理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

あと、県の教育委員会の方針でもあるんですけども、算数と理科に関しては少人数の指導ということを進捗するというふうなことをうたってるんですけども、その算数と理科に関して、少人数でやった場合の教科担任制で、補助員というんですか、そういった方の確保はちゃんとこれからできていくんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 県教委の理科離れということで、そういう教員をまず増やしていただかなければ、幾ら学級数が多かっても、配当の教員は全体で決まっておりますので、その担任または複数指導等々は時間数を見ながら、各学校で工夫しながら教員の配当を考えていくと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 細かいことを聞き出すと切りがないんで、この兵庫型教科担任制についてはこれで終わりにさせていただきます。

続きまして、今お聞きしてた少人数制とか、いろいろなことも含めまして、柔道の少人数化も含めまして次の質問に移りますけども、学校と地域のつながりということに関して、地域と学校が一体となって学校運営を考えていくコミュニティスクールの考え方が全国的に広まって、平成23年4月1日現在では全国で789校が取り組まれております。

コミュニティスクールということに関して若干説明だけしますと、コミュニティスクールは学校運営協議会制度とも呼ばれ、保護者や地域住民などから構成された学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べることで、保護者や地域の意見を学校運営に反映させる仕組みのことであるというふうに文科省のコミュニティスクールのパンフレットに載っておりますけども、そういったことを踏まえまして、今年度西播磨学区では赤穂西小学校がモデル校指定されております。ほかにも中学校ともう一校、小学校どっかモデル校なりましたけども、その赤穂西小学校モデル校指定で、太子町内でも地域の子供たちは地域で育てるという参画、協働という考え方のもと、学校と地域のつながりを大切にしようという考えが芽生えているところだが、赤穂西小学校におけるコミュニティスクールの現状と成果、また課題点はどのようになっていますか。また、それらを参考に、今後太子町内各学校におけるコミュニティスクールの導入についてどのように考えていらっしゃるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。お答えいたします。少し長いんですが、お許しください。

赤穂西小学校におけるコミュニティスクール、学校運営協議会制度ですが、現状と成果、課題については、特に評価等を行う立場ではございませんが、赤穂西小学校では今年度モデル校指定を受け、学校運営協議会を設置しているものではなく、この制度を運用の

方策に調査研究する事前調査研究校と指定されております。まさにコミュニティスクールを導入した場合の成果や課題等について調査実施しているところであると聞いております。

文科省による平成23年4月1日現在、全国で言われましたように789の学校園が制度を活用し、地域と連携した学校づくりに取り組んでおります。

成果としては、地域全体で子供を守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民の先生役や見守り役として学校に協力していること。保護者の学校への苦情が意見や提案、相談、協力へと変化してきたこと。学校の課題に対して、各種団体等による主体的な支援が拡大してきたことなどが挙げられております。

また、課題としては、協議会の協議が形式的なものにとどまり、委員の意見が十分反映されていないこと。地域住民の参画に偏りがあること。継続的な取り組みを進めるための人材や経費が足りないことが挙げられております。太子町におきましては、すぐにでも制度を導入し実施する環境ではないと考えております。

しかし、議員がご指摘のように、地域の子供たちは地域で育てるという考え方のもとで、学校と地域のつながりを大切にしようという考えが町内において芽生えております。そういう意味で、学校現場から保護者や地域の方へ学校だよりや懇談会、ホームページ等を通して情報発信に努めるとともに、オープンスクール、学校参観、運動会、音楽会、その他学校行事等で学校を見ていただく機会を増やし、学校への要望を敏感にキャッチできるように努めてまいりたいと考えております。

また、現在各学校園では学校評議員制度を導入しております。この制度は、学校、家庭、地域が連携、協力しながら一体となって子供の健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校をつくる学校づくりを一層推

進するための制度で、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意見を把握、反映しながら、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていくものでございます。この今現在ある学校評議員制度を活用しながら、地域とともにある学校の実現に向けて一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

今いろいろご説明していただいて、その中で太子町内におけるコミュニティスクールの導入はまだその時期じゃないというふうな答弁であったんですけども、実際に学校の要望を敏感に感じるようにアンテナ立てておくとか、学校の評議員制度があるんだということですが、あと教育長の説明されました成果及び課題というのは、文科省のコミュニティスクールのパンフレットのことだと思うんですけども、私が調べさせていただいたところ、コミュニティスクールの課題として、参加する地域の人たちの数は増えているけども、平均年齢が上がってきていると。仕事をしている人でも、できるときにだけ参加してもらえるようにはしているんですけども、次の世代を広げることを今以上に考える必要があるというふうに、これも地域の課題であるとは思っています。いろんな地域の行事等も高齢化が進んでおり、若い世代の方がなかなか時間的にも無理で出てこれないということもありますけども、現状太子東中学校なんかオープンスクールされてまして、PTAの方もすごい頑張ってもらっているということをお聞きしております。各小学校等もPTA保護者の方々及び地域の方が協力してやってもらっていることを聞いておるんですが、その反面、例えば地域の方が学校の掃除手伝いしましょかと言うたら、これPTAの保護者がしますんで結構ですと言われたとか、このところちょっと修理我々しましょかと言うたら、これは教育委員会に話ししてからでないと無理な

んでとかというふうに、地域で子供を育てるという意識は芽生えてるんでしょうけども、学校当局側、校長先生かどうかわかりませんが、まだそういった地域と絡むということにちょっとずれがあるということも聞いてます。その辺の現状はご存じでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 清掃活動は本来学校の児童・生徒によって学校、自分たちの学ぶところは自分たちで美しく学習できる環境をつくるというのが趣旨でございます。なおかつ、それによってどうしても危険とか安全面がありまして、大人の力をかりないというようなところはPTAに協力を依頼するとか、そういう面で学校が美しくなるように努めておることでございます。地域の方の要望があって、なおかつそういうようなことがしていただけるならば、学校長を通じて地域の方の協力を得ながら、PTAのおぼつかないところもしていただけたらなと思うところがございます。そういう意味で、学校長の判断によってその辺のところは細かな指導体制をつくっていただけたらなと思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

1点目に質問しました、武道必修化による少人数の安心な授業体制であるとか、兵庫型教科担任制で算数、理科を少人数である場合に補助員、地域の方からもお願いできないかとか、そういったことも含めて、より学校と地域がつながっていくような体制に向かって、コミュニティスクールの導入について前向きに検討のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、4点目に移らせていただきます。

平成15年、2004年に内閣官房知的財産戦略推進事務局、農林水産省、文化庁、経済産業省から成る知的財産戦略本部が立ち上がっております。その中のコンテンツ専門調査会、日本ブランド・ワーキンググループという会

合が持たれたことから実質的にスタートした地域ブランド力という考え方が今全国的に注目されており。その考え方をもとに調査研究されてきた財団法人地域活性化センターから平成18年、2007年3月に発行された地域ブランドマネジメントの現状と課題というレポートによると、地域ブランドは産品、観光、住みやすさ、投資の受け入れという4つのターゲット市場を持つ存在であると定義されており。この4つの観点すべてを質問すると時間足りませんので、今回は産品から太子町の地域ブランド力について町長及び担当所管がどのようにお考えなのかを質問させていただきます。

まず、太子町は第5次総合計画、政策8の施策2として、にぎわいのある商業の推進の中で商品の開発を支援し、新たな太子町ブランドを創出するという基本姿勢が示されています。11月3日のあすかふるさとまつりでは地域グルメのお披露目及び販売というテーマで、太子みそ豚まん、東北応援太子ジャージャーうどん、太子ドッグ、いちじくプリン、太子みそ焼きそば、太子バーガー、みそカレー、にゅうめんとかがあったわけです。これらが披露され、それぞれ好評を得たのではないかというふうにも思っております。

また、太子みそ焼きそばが11月12日、13日に行われた全国区のイベントであるB-1グランプリと同時開催された姫路食博2011に出展されました。これについては太子発のご当地グルメができたのかなあと喜んでいますが、B-1グランプリが2日間で51万5,000人の入場者を数え、どこのブースも大行列ができておりました。私も行かせていただいて、1時間とか90分とか待って食べました。30分、60分は当たり前、中には90分待ち、行列制限といったようなブースもたくさん本当にありました。そんな中で、太子みそ焼きそばのブースはちょっとさみしい気がしたのは私だけではないと思います。

さらに、今回のB-1グランプリと姫路食博を見ても明らかなんですけども、B-1グ

ランプリのほうには今回もグランプリを獲得した富士宮やきそばを筆頭に、10位までになみえ焼きそば、石巻焼きそばが入って、出展63の団体中12団体が焼きそばを提供しました。これに加えて焼きうどんがあったわけなので、焼きそば、焼きうどんのコンテストといった感じにも見受けられました。要は、焼きそばは地域おこしにつながるということが広がっているわけですけども、単に地域特産の食材を無理やり詰め込んで開発した焼きそばやカレーは正直なところ乱立ぎみであると思います。二番せんじ、三番せんじのご当地グルメを名乗っている発想には疑問の声も多々出てきているのも現状です。

また、そもそもB-1グランプリはB級グルメという食べ物のコンテストということだけが今クローズアップされてきていますが、本来は地域おこし、地域活性化のためのイベントであると認識しております。どのブースもその地域の住民と自治体職員が一体となって、自分のところをアピールしようと、歌ありダンスありコスプレありといったぐあいに、本当に自分のところのグルメをアピールしようと頑張ってもらっていました。

そういったことを踏まえ、今後太子みそ焼きそばは単独でブランド化していくのか、またほかのメニューもブランド化するのかも含め、あすかふるさとまつり、姫路食博2011での成果と反省点などを踏まえて、今後太子みそをどのような位置づけでアピールしていくのかについてお聞きいたします。

2点目、太子みその日なんかも設定しながら、その日は必ず太子みそを使った料理で、給食で提供するとか、また子供たちに人気の学校給食メニュー、料理を活用して、学校給食でまちおこしを考えてはいかがかということ。

大きく3点目、こういったことを踏まえて、より一層太子ブランドの認知度を高めるために、今以上の情報量とスピード感を持った全国的なPR戦略、観光広報戦略の取り組みについて町長のお考えをお聞きいたしま

す。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 太子あすかふるさとまつり、あるいは姫路食博での成果と反省点ということ踏まえまして、今後の太子みそをどう位置づけるかというご質問でございますけれども、今年の太子あすかふるさとまつりにおきましては、昨年度から販売いたしました太子みそ焼きそばや太子みそカレーに加えまして、太子みそ豚まん、太子ドッグ、太子ジャージャーうどん、太子いちじくプリンなど、たくさんの新たな地域グルメが開発、お目見えされまして、町内外からの皆さんに好評をいただきました。地域活性化につながったことはもちろんでございますが、町の魅力の発信につながった大きな成果であると考えております。

また、姫路食博2011におきましては、太子町料飲組合様が出展をされました太子みそ焼きそばを販売いたしました。B-1グランプリと同時に開催ということもございまして、知名度の高い他団体の地域グルメの勢いに押されたという感があったことも聞いております。全国から訪れた皆様に太子町を知っていただけるよい機会であったとも考えております。

このような活動を今まで以上に広めていくためには、特産品を町の魅力として位置づけ、まずはこの町に住まわれる皆さんにもっとその魅力を知っていただくことが必要であるというように考えております。

11月からは保健福祉会館内にごさいますさわやかか部屋におきまして、太子みそ等の販売を開始させていただいております。住民の皆さんに購入していただける箇所が増えたと同時に、この特産品の売り上げの一部は障害をお持ちの方の支援につながるようになってまいりました。特産品が住民の皆さんの身近な存在となるよう、引き続き販売箇所の確保に努めるとともに、太子町の特産品の魅力を機会をとらえまして町内外に広めていきたいというように考えております。

次に、太子みそを使った料理ということで、2点目でございますが、太子みそを使いました料理、または子供たちに人気の料理を活用して学校給食でまちおこしということでございますが、太子町学校給食センターでは地産地消を推進するため、学校給食に使用するみそはすべて太子みそを使用しております。

太子みそを使った主なメニューといたしましては、みそ汁、ちゃんちゃん焼き、煮物などが挙げられまして、9月から3月まで毎月1カ月に130から200キログラムを使用しております。

今後におきましては、新たなメニューの開発はもちろん、太子みそ焼きそばなどの地域グルメを学校給食に取り入れられないか検討することに加えまして、学校給食に太子みそを活用していることを今以上に子供たちに伝え、子供たちを通じて各家庭の生活に太子みその意識づけができればというように考えております。

最後でございますが、認知度を高めるための戦略ということでございますけれども、太子みそを初めといたします太子ブランドを売り出すためには、広報紙や町のホームページで発信していくのはもちろんのことでございますが、これからは新聞あるいはテレビ、雑誌などのマスメディアに話題性のある情報を積極的に発信していくことが重要であるというように考えております。

例えば、先ほどもありましたB-1グランプリに代表される地域グルメが人気を集める中、学生と商店をコラボレーションすることによる新しい地域グルメの開発や、昨今の健康ブームでさまざまな健康への効果が見直されておりますみそやイチジクの有用性においしさをプラスした地域グルメの開発など、話題を提供していきたいというように考えております。

しかしながら、現状の施設機能あるいは製造能力についてもまだまだ限界というのがございますので、地道なPR活動を展開してま

いりたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

細かいことをちょっと確認したいんですが、11月27日にお隣のたつの市で住民による、たつのご当地メニュー開発委員会が主催で、たつの大謝肉祭2011というイベントが道の駅しんぐうで開催されて、1万2,000人の来場者があったわけですが、お隣のたつの市がこういったされることの行事にみそ焼きそば出してえなとかというご依頼はありましたでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 特にその点についての要請はございませんでした。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 お隣のたつの市も住民の参画ということでPR戦略等も練られておまして、たつのまちづくり塾の中のたつのご当地メニュー開発委員会という、地域住民の方が主体となって、行政もバックアップしていただいてそういったイベントをして、1万2,000人が道の駅しんぐうに集まったんですから、これ相当すごいことだと思うんですね。そういったことにやっぱり太子町も何らかの形でこれからかかわっていけないかなあというふうに考えますが、その辺いかがでしょう。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、この考え方の基本なんですが、もう当初からぼつとやるかというとなかなか難しゅうございます。今回も姫路食博のほうでこうしてみそ焼きそばが出展していただいたんですが、やはり私は相当の開きがあるなという思いがいたしております。

また、こういういろいろな地域のブランド商品等々になりますと、行政は一応一たんの投げかけをやっていき、地域の皆さんの盛り上げがあって初めて成り立っていくと、このように考えるところでございます、まだす

べてのものに時期尚早ではないかなという思いがいたします。

そうした中で、あすかふるさとまつり等々でこうしてたくさんのお物を販売していただいたというのは、これからの展望は明るいものがあるのではないかなと思いますが、それをブランド化といいますか、上に乗せていくというのは難しいものであるなという思いがいたしております。先ほど来、道の駅しんぐうの件も議員ご指摘いただいておりますが、そこではやはりお肉という消費者のとらまえ方が大きく影響してそうした来場者の数字が出たのではないかなという思いがいたします。

また、B-1グランプリにしましても、いろいろ研究を重ねて、安価で、いかにおいしく、そしてまたパフォーマンスも入れたいろいろなものが総合して初めてB-1グランプリがとれるというようなことも聞いておりますし、また見てみますともうそのとおりでございます。やはりそうしたところまでレベルを上げていこうとすれば相当の今後努力が必要になってこようと、このように考えるところでございまして、行政もそうしたところ投げかけ、またプラス支援等は惜しまないつもりで今後も頑張っていっていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 町長よりレベルを上げる相当な努力はもう惜しまないというような回答いただいたんですけども、今のこの時代、地域を盛り上げるにはB級グルメかマラソンかというふうにも言われてたりします。

地域のグルメということに関しては、この辺でいくと姫路のアーモンドトーストなんかもそうですし、加古川のかつめしなんかもそうであると思うんですけども、そういったものはもともと本来ずっと町にあって住民の方に愛し親しまれた料理をさらに再発見という形でブランド化していつているということがあります。ゼロからのスタートというのは、佐世保バーガーをまねたようなご当地バーガ

一みたいなのはもういわゆるゼロ出発ですけども、これもやっぱり乱立ぎみということがあります。

そんな中で、子供たちから、学校給食から地域ブランドに育ったという例がいっぱいありまして、先日のB-1グランプリでも私実際に食べてきましたけども、三重県の津ぎょうごとか、ほかにも北海道の石狩鮭醤油ら一めんなんかがあります。

今年に入ってからも、この9月に岡山県の高梁市では、昭和50年代に学校給食で人気があったインディアン焼きそばというのを今の商工会議所が同市の特産のトマトを加えてアレンジして、インディアントマト焼きそばというのを出して子供たちに大絶賛されたと報道されておりました。

ほかにも、今年10月に行われた神奈川県フードバトルinあつぎというイベントでは、厚木市内の小学生が給食でなれ親しんだ味をテーマにした、なつかしい給食あげパンが2年連続で金賞を受賞しておりました。

さらに、11月の5、6には、全国の学校給食で提供されている郷土を代表する料理を競う大会を通じて、食育を啓発することと地産地消の奨励を目的とし、この活動を通じて地域の活性化につながることに貢献することを目的とした、第6回全国学校給食甲子園決勝大会が東京の女子栄養大学で行われております。今年度のこの第6回は過去最高の、給食センターとか学校含んで2,057の出展がありました。1次、2次、3次の予選を経て決勝大会には12のグループが選ばれて、今年度は和歌山県の和歌山市立名草小学校が地元食材を使った料理、献立で優勝されております。近隣では相生市立中央小学校が第1次予選には合格されておりました。

学校給食甲子園には残念ながら太子町は出ておりませんし、給食センターのほうも難しいかなあとおっしゃってございましたけども、学校給食を生かすという観点から、例えば太子みそを使ったレシピを保護者の方、地域住民の方から考えてもらって、料理コンテ

ストを実施し、学校給食で使えるようなメニューを優勝という形にして、学校給食で取り上げていくとかっていうふうな工夫、アイデアを持ってやるという方法が1つ。

既存の学校給食の人気メニューが今豚ピリどんと聞いております。これはもう子供たち大絶賛の人気メニューですけども、この豚ピリどんをもう少しアピールするとか、町内の飲食店さんにアレンジしてもらって出させていただくとかっていうふうな工夫、アイデアを、やっぱりそういったことをすることによって地域の活性化というのが食を通じてできると思います。子供たちが学校給食で食べて、おいしかったよって家に帰ってお父さん、お母さんに言った。お父さん、お母さんがどこで食べられるんやろと。なら、どこどこで食べられるよというふうに広がっていったら地域活性化の流れが自然とでき上がってくると思います。そういったことを考えていただくような方向は町長いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 今おっしゃいましたのは大体軌道に乗っとなですよね。一から太子町でそこまでのレベルに発信しようとすれば、今さっと取り組めるものではないと、このように考えるところでございます。

食育、地産地消等々も我々も十分議会のほうからもご指摘受け、取り組みもさせていただいておりますが、それが常時提供等も可能であるかといいますと、そうでもございません。その中で我々太子町は太子町の規模での活動もあるということは、これは否めない事実でございます。

そうしたところ、いろんな各種団体の皆さん、また料飲組合、また商工会等々すべてが一体になってこうした問題には取り組んでいかなければ前進行かないだろうと。私もいろんなところで経営者等にも言っておりますが、やはり核になる組織をいかにつくるか、それがもう一番の課題であろうと、このように思います。一つ一つ今こうして取り組んでいただいております中からそうしたものが浮

上してくることを私は念願いたしておるところでございますので、またそういうところを十分見きわめて取り組みはさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 核になる組織、グループみたいなものがそういった活動を中心となっていていくということに前向きな住民の方いらっしゃいましたらぜひご支援のほうをよろしくお願いいたします。

ちょっと違うんですが、東京に株式会社ブランド総合研究所という会社がございます。この会社は2006年から地域ブランド調査というのを毎年1回実施されておりまして、兵庫県内29の市すべてが対象になっております。また、市以外にも、この地域ブランド調査には香美町、福崎町の2町は入っております。残念ながら太子町は入っておりません。この“和のまち太子”総合計画第5次の中で政策7番、施策5、観光振興によるにぎわいづくりにおいて、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる歴史的景観、太子会式など数多くの観光資源がある。しかし、全国的には知名度は高くないことから、これから観光資源を町内外へ広くPRするとともに、ニーズの変化を踏まえた新たな観光事業を展開する必要があるということが“和のまち太子”にうたっております。基本的な方針として、本町が持つ歴史遺産や自然環境など豊かな観光資源を広く情報発信し、太子町の認知度を高めるということをうたっております。

そういったことを踏まえて、11月3日に実施されたあすかふるさとまつり、すばらしいイベントで盛り上がったと思いますけども、太子町のホームページには約2週間前に紹介が載りました。ところが、きょうこの時点でも、観光協会のページにも商工会のページにもあすかふるさとまつりのことは一言も載っておりません。そういったPR戦略がやっぱりちょっと弱いのかなあというふうに感じております。

また、先日発行の「広報たいし」には道の駅みつ、K-1グランプリ、加工品のナンバーワングランプリでにんにくみそがグランプリを受賞したという記事は「広報たいし」に載っております。B-1グランプリで太子みそ焼きそばが町の魅力を発信したという記事もタイムリーに掲載されておりました。ありがとうございます。しかし、これはあくまで町内の発信であって、町外への発信ではないと思います。

そういった形で、ちょっと対外的な発信という点でアピール不足の感は否めないし、太子町のホームページ、商工会、観光協会のホームページにも、これらに関する記事、にんにくみそがグランプリとか、そういった記事は載っておりません。まして、今観光協会のホームページにはフェイスブックというリアル発信可能な最新メディアが登録されました。にもかかわらず、登録しただけで何の記事も載っておりません。

そこで、確認しますけども、今ご紹介した地域ブランド調査とかは後で資料を購入しないといけないんで、これは別に利用することはないと思いますが、こういったものを踏まえた積極的なPR、例えば具体的にお聞きしますが、平成23年4月17日に東京有楽町の東京交通会館地下1階に兵庫わくわく館というのがオープンしてありますが、そこに太子の特産品は出ておりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） そこには太子みそ、いちじくジャム、タケノコの水煮等出展をいたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと一点確認します。

きのうおとといですか、行われたんですが、全国町村会による全国の約250町村の特産品を集めた物産イベント、町イチ！村イチ！2011～町村から日本を元気にする～というイベントがきのうおとといあったんですけど、こちらのほうには何か出ておりますでし

ようか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど申し上げました同じものが出展をいたしております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ご存じと思いますが、多可町のマイスター工房八千代でしたか、巻きずしのほうすごい盛り上がり、町長さんも行かれておりましたけども、太子町は職員の方行かれましたでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 太子町では職員のほうには派遣はいたしておりません。そうした中で、多可町のマイスター工房、これはやはりあの地域の方が皆さんまとまって出展しようというところで巻きずし、すし等々を出展されたというところで、私もマイスター工房へも出張のときに寄らせていただいておりますが、もう取り組みが全然違うわけですね。もっともっとしっかりした取り組みをしないと出展は難しいだろうと、このように思います。

そうした中で、先ほど課長が申し上げました、みそ、いちじくジャム、それからタケノコ、これは町村会の職員が兵庫県の町村会として販売のほうに従事してくれたというところでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

その全国町村会のホームページを見ると、町村の取り組みということを紹介してるページがあるんですけども、このページを全部見っていくと兵庫県では多可町と猪名川町の2つしか情報が載ってないんですね。そういったところ、太子町の情報も載せるようにしていただくこと可能でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほどのお話でございますが、多可町あるいは猪名川町につきましては職員が直接派遣をされているよ

うでございまして、今回、先ほど町長が申しましたように、兵庫県町村会を通じて出品をしたということでございますので、そういった部分で情報として上がってなかったということが考えられるのではないかと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 いろいろ私も調べさせていただいてご報告並びに要望しておるわけですが、今のこの現状から太子町の対外的なPR戦略はまだまだちょっと弱いのかなというふうに感じてしまうわけなんですけども、現状を嘆いてばかりじゃ先に進めませんので、しっかりとした、町長おっしゃった住民参加でやっていくという体制がシステムづくりは行っていく必要があるんじゃないかなと感じます。

実例で、お隣のたつの市では、市民と職員が協働でまちづくりに関する一つのテーマに取り組むたつのまちづくり塾という活動されているほか、自立のまちづくり事業への助成制度があり、先に述べたたつの大謝肉祭のPRでも市民と協働のもと効果的なアピール体制を構築していらっしゃいました。

そこで、より効果的なPR戦略、観光戦略、地域住民と行政が一体となって、チーム太子として一丸となって手をとり合える体制づくりをお考えいただいて、チーム太子として活動できるようなシステムを構築していこうという動きに対してご支援していただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 地域への助成制度ということで、それぞれの地域でそれぞれが頑張っていただくということでは、現在まちづくり協議会等に対しまして活動助成をしているということで、地域に合った、そういった活動をする上での支援をするということで、特に現在活動として活発にされておりますのが斑鳩地区のまちづくり協議会、このたび会館もできましたし、拠点もできたということで、今後ますますそういう意味では地

域から発信ということでは大きな成果である  
というように考えております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。

最後になりますけども、今時代は確実に少  
子・高齢化の時代に向かっています。ます  
ます労働力人口、生産人口が減っていくとい  
う流れがあります。また、町の財政も決して  
余裕があるわけではなく、むしろ起債、借金  
も残っていくという中で、いかにして富を生  
み出すかということを考えていかなければい  
けないと思います。中・長期的に見ると、高  
齢者が増えると社会保障費、医療費が比例  
して増える。使える財源には限りがあります  
から、ほかへしわ寄せが行って施策が十分  
できないということも将来起こり得る可  
能性はございます。だからこそ、直面する  
課題に取り組むことはもちろんのこと、中・  
長期的に“和のまち太子”がどのように富  
を生み出していくかということは今の中  
から考えなければならぬのではないかと  
いう思いから本日地域ブランドの確立  
について質問させていただきました。

地方自治体は生き残りの時代であると言  
われています。先ほども述べましたけども、  
今後単独で行政を進めていく我が太子町  
のさらなる発展のため、町の魅力を再確  
認し、目的を明確にうたった攻めの広報、  
PR戦略を調査研究し、それを実践して  
いく体制を構築していただき、住みたい  
町、住民が愛着を持てる町、町民とし  
てのアイデンティティーを持てる町に  
なるように、町民と行政、そして議  
会が参画と協働のもとで継続性のある  
事業展開をお願いして質問を終わりに  
させていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員  
の一般質問は終わりました。

次、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一でござい  
ます。1点についてご質問をさせていただきます。  
よろしくお願ひします。

学校教育予算の十分な確保についてお尋ね

をいたします。

太子町新行財政改革の大綱第4次実施に伴  
い、20から22年度の3年間で3億8,145万  
9,000円の効果額があったと、この間の9月  
の広報で報告がございました。さらに、24年  
度の終わりまでに効果見込み額を20億円と  
して取り組みを進めるというふうに表現をさ  
れております。そのため、事業や体制の見直  
しだけでなく、職員数の削減や諸経費の節減、  
そして受益者の負担増や住民の協力、それ  
からボランティアの協力による事業運営など、  
大変な努力をされていることは十分承知して  
おるところでございます。が、この行財政改  
革は最初の計画実施から10年近くになり、  
経費の節減に限界あるいは行き過ぎが出て  
いるんじゃないかなというふうに感ずるもの  
がございます。

例えば教育のうち学校教育の質に大きく影  
響する教育振興費について、10年前の平成  
12年度と同22年度の決算額を単純に比較し  
ますと、教育消耗品で1,050万9,000円あ  
ったものが752万7,000円となり、298  
万円の減、率にして約3割。また、教材用  
備品費では775万2,000円あったもの  
が292万8,000円、約482万円の減  
額、6割もの減額になっております。

一方、児童・園児・生徒合計数は12年度  
には3,488人であったものが3,897人と、  
409人の増になっております。学級数では、  
この間に園の統廃合がございまして、2園  
が減ったにもかかわらず22学級の増でござ  
います。

仮にこれを児童・生徒1人あたりに金額で  
当ててみますと、消耗品では10年前に  
3,000円1人あったんですが、現在は  
1,900円、3割6分の減。備品費では、  
10年前は2,200円1人あたりあった  
ものが22年度は750円であります。実  
に6割6分の減になっております。

太子町の学校では予算が厳しくて、ちょ  
っと物が足り苦しかったり、簡単な修理が  
後回しになるらしいという話を聞いたこと  
がございまして。このように数字で拾って  
みると、予

算の減額の状況が歴然といたしております。これでは学校教育に支障が出ているのではないかというふうに危惧もいたします。無論、教育予算といえども無駄は省かねばなりません。が、授業に必要なものまで窮するようでは充実した教育は望めません。学校現場の実態を早急に調べていただき、十分な予算の確保を行っていただくべきだと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず、森田議員が学校の現場の予算につきましてご心配いただいていることには感謝申し上げます。ありがとうございます。

森田議員の学校教育予算の確保という点に答弁をさせていただきます。

教育振興費につきましては、ご指摘のとおり、授業や行事などで使用する消耗品や教材備品等、日常の教育活動を支える予算でございます。予算編成に当たりましては、各学校において教材整備を初めとする校内に必要な物品等の取りまとめをまず行っていただきます。それを優先順位を付して教育委員会に予算要求書を提出してもらいます。さらに、それを受けて教育委員会では各校現場へ出向いてヒアリングを行います。各学校園では町全体の厳しい財政状況を受け、1つ、教科や学校行事により翌年度に最重点で整備したいものは何かと、2つ目、更新が必要なものは何か、3番目、少しずつ入れかえを行いたいものは何かと、それぞれ教職員全体で協議していただいて優先順位を決定しております。

教育委員会では平成20年度以降、子供たちの安全を守ることを第一に考え、学校施設の耐震化を最重点課題として取り組んでおります。教育振興費につきましては、各学校園において授業に支障が出ないよう、やりくりや工夫をお願いしながら予算の配当を行っているところでございます。

また、ここ数年国が実施してきました地域活性化事業の経済危機対策臨時交付金、生活

対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金などを最大限活用しまして、理科教材備品の購入や楽器の購入、パソコン教室の整備や電子黒板の購入等を実施いたしました。今年度におきましては、学校図書館の図書購入費に臨時交付金を充当する予定でございます。

今後とも、授業に支障が出ることがないよう教育振興費の充実に努めてまいりたいと考えております。今後とも、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 私今申しました数字は何も10年前の12年度の決算と22年度の決算を時点的にとらえて申したわけでございませぬ。平成10年度からずっとその数字の状況を一覧表にいたしまして、その流れを見てきた段階でそういうふうに申し上げたんで、年々に、13年度過ぎ、14年度ぐらいからずっと年々減少してきておるわけでございませぬ。そういう面から、予算の査定で非常に厳しいものがあるんかなあというようなものを感じまして、教育委員会、学校等にそういう危惧はないかなということに心配いたしますので、お聞きさせていただいてるわけでございませぬ。

町長さんがこういう細かいところまで査定をなさるといふふうには思いませんけれども、こういうふうな数字的な状況でございませぬけれども、お考えいかがでございませぬか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、教育費につきましては、先ほど次長が答弁いたしましたように、今耐震、建屋のほうで相当投入をし、来年でもうすべて完了さそうという取り組みをいたしておりますが、こうした教育備品等々につきましては、私は必要なものを削るというようなことはいたしません。必要なものは当然補っていかないとけないという中で、議員ご承知かもわかりませんが、太子町の教育行政は、太子町に行きたいという先生がたくさんいらっしゃるというようなことがずっと言われてきておったんですが、昨今はもう

どこも同じ程度の予算規模になってきております。そうした中で、やはり子供さん方が不自由といえますか、教育に支障が出るようなことは絶対にしようというようなことは思っておりませんので、そうしたところ教育委員会の予算の要求内容等を十分精査して考えていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。

これから多分予算の査定が始まっていくんだろうと思いますけれども、どうぞその辺を十分この数字の流れ等も加味していただきまして、適切なご判断をいただきますようお願いを申し上げます。

終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問いたします。

まず1件目は、環境対策についてであります。

福島原子力発電所の事故の影響で原子力発電所の稼働上の問題が生じ、今後継続的な電力不足が考えられます。もう既に関西電力についても電力使用の抑制を図る啓蒙が行われていますが、本件について町として何か対策を講じられているのか。

また、町全体にわたる対策の立案はかなり難しいと思われましても、限定した町の施設の規模等であれば、現在世界で実証試験が行われているエネルギーの効率的な管理、いわゆるスマートコミュニティー等の対策についての検討はされているのでしょうか。2件になりますけれども、この点についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 報道で既にご承知のとおり、関電さんにおきましては今夏に引き続き今冬も節電を呼びかけております。町に対してもついせんだって、この冬に対して

の関電さんの節電要請がなされたところでございます。

町といたしましては、12月19日からの重点期間を前に、節電対策の実施について通知をする予定ではございます。エアコン設定温度の徹底、照明点灯対策の徹底、コピー機、OA機器等の対策の徹底、それから定時退庁の促進、今夏の節電対策を踏襲して同じように節電に取り組んでまいりたいと思います。

それからまた、スマートコミュニティーについてでございますが、私ども勉強不足で、スマートコミュニティーというものが何であるか承知しておりませんでした。いろいろ見てみますと、自然に学び、自然を活用しながら、生活や文化を科学技術で支援するまちといったような概念ということを知っております。阪神・淡路大震災、そして東北の大震災以降、このような考え方、また実験的な取り組みが広がっていくんだろうなどは思っております。

本町としましては、今のところこのスマートコミュニティーにつきましてどうするかということについては考えておりませんが、一つの時代を反映したまちのあり方の考え方かなというふうに思っております。そういった意味では、情報収集だけは欠かさず行っていきたいというふうに今のところ思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ぜひ検討というか、そういった部分よろしくをお願いいたします。

では、2件目に入ります。

安全と安心のまちづくりの推進についてであります。

3月11日の東日本大震災をかんがみ、災害時の最低限の町民に対する行政サービス、具体的には戸籍だとか住民票、あるいは印鑑証明や社会福祉等の対応、まず社会インフラの維持等についての対策についても、具体的には上下水道あるいは防災無線、電気、情報通信等ありますけれども、それらの対策は講じら

れているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 対応は各課になるんですが、まとめて私のほうからご答弁をいたします。

まず、防災無線の関係でございます。東日本大震災を初め、台風12号、15号では近隣市町においても避難情報が発令され、住民の関心が高まっている中で、避難情報等の伝達は住民の生命及び財産を守る上で迅速かつ漏れなく正確に行うことが重要だというふうには認識いたしております。

情報伝達の整備として、同報系の防災行政無線の整備が挙げられますが、整備に係る費用や期間など、直ちに組み入れるものではございません。費用面や整備面、整備期間を考慮して、まずはこの10月1日からNTTドコモの緊急速報、エリアメールの運用を開始いたしました。

また、エリアメールはドコモという限定がございます。また、機種限定もございまして、エリアメールは一部の方にしか情報伝達ができないことから、24年、来年の3月から、ひょうご防災ネットを運用予定で計画いたしており、それにつきましての補正予算も今時議会に提案させていただいているところでございます。

ひょうご防災ネットは携帯電話のメール機能を利用したもので、事前登録が必要ではありますが、メーカーは不問となっております。より多くの住民の方に一斉に情報伝達が可能となっております。

一方で、避難情報を発令する場合には現場の状況が重要となりますので、河川や急傾斜地などの危険箇所の状況をいち早く入手するために、現場と役場の間で交信する簡易業務無線の整備を3カ年で基地局1基、移動局16台を整備する予定としております。

情報伝達はいろんな方法がありますが、少しずつ、できるものから取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、あとは個々のそれぞれの所管の

体制でございます。一番身近なところで住民票だとか印鑑証明だとか、そういったことではございますが、戸籍事務につきましては、戸籍の電算化により戸籍の異動、照会、証明書の発行等、システムの稼働が前提となります。したがって、災害時にいかに早くシステムを復旧させるかが課題となっております。その仕様、運用につきましては法務省通達により定められ、日々のデータバックアップを実施いたしており、現在ではいろんな保管の方法があるんですが、耐火ロッカーに保管するようにいたしております。

それから、今回の東日本の大震災を受けて、現在法務省においてデータの遠隔地保存などの見直しが進められております。今後また法務省のほうからその基準が示されるものと思っており、その基準に基づいて運用を改めていきたいというふうに思っております。

印鑑証明、その他住民票も、もうほとんどと言っていいほど行政の事務事業はシステムによって動いておりますので、そのシステムをいかに早く回復するかというところに尽きるというふうに思っております。

それから、社会福祉等の対応でございます。災害時にみずから避難が困難な障害のある方につきましては、災害時要援護者の登録により情報伝達や避難支援活動、また安否確認などを行うようなシステムになっております。この辺につきましては人的資源ということで、職員が現場に出向いていっての対応になるというふうに思っております。

それから、上下水道につきましては、上水道のうち浄水場及び配水池などの基幹施設につきましては、耐震診断結果におきまして耐震性の保持は確認されていますが、配水池の接続箇所における緊急遮断弁の設置及び主要管路の耐震化などにつきましては、今年度から策定に取り組んでおります太子町地域水道ビジョンの中で課題として整理をし、計画の実現を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

また、下水道におきましては、処理施設につきましては、兵庫県が揖保川浄化センターということで管理しておりますが、下水道総合地震対策事業、これは国の補助制度でございますが、そういった事業によって耐震化を図るための検討、計画策定に取り組んでいるところでございます。今のところ本町におきましては、耐震診断結果によりまして、主要管路につきましては特に問題なしという結果を得ております。また、更新時期が来ますけれども、そういった段階で緊急性を判断の上、事業実施計画に努めてまいりたいというふうに思っております。

おおむね以上のところでございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 先ほど香田部長のほうからも説明があったんですが、補正予算でも需用費として盛り込まれておりますけれども、ひょうご防災ネット、啓発のチラシという形で皆さんに周知をするという部分でも組み込まれているんですけども、これのみではなくて、本当に幅広く周知するためにホームページや、あるいは広報やと、あらゆるその手段を使って、この事前登録が必要ということもありますので、PRも含めて、安全・安心、あるいは命を守るという観点からもぜひともお願いしたいんですけども、そういったお考えはあるかどうか、1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） もう本当に藤澤議員ご指摘のとおりでございます。本当にこの防災の情報伝達の方法で、仮に10あるとすれば、今の太子町が3か4かはわかりませんが、他市町から比べて太子町の情報伝達はお粗末だと言われることだけは、こんなことは町民の皆さんに対して申しわけありませんので、できるだけ予算の許す限り、そして計画的に、今年度についてはこの情報の伝達手段、次の年度においてはこういう情報の伝達手段、一つ一つですが、一気にはいりませんが、一つ一つ、他市町に遅れるような、

本当恥ずかしいようなことではなしに、十分に町民の皆さんにお知らせする方法をいろいろと考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ありがとうございます。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後0時58分）

○議長（佐野芳彦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 1番中薮清志、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

まず、先日行われました東日本大震災復興支援、第6回兵庫県小学生陸上競技大会、たつの市・揖保郡大会で太子町から多数の児童が参加し、好成績をおさめたことは大変うれしく、そのような子供たちが真っすぐ育ち、ひいてはよい人材を輩出できる町として太子町が発展していけばいいなあと、その光景を見ながら心より思いました。これからもそのような子供たちが育つよう、そういったまちづくりをよろしく願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回は総合運動公園陸上競技場の利用について質問いたします。

太子町にはとてもよい立派なトラック、きれいな芝生の競技場があります。このように、よい施設をもっと活用することはできないものなのでしょうか。22年度の利用者は、競技場で623件、1万9,881名、テニスコートで1,244件、1万2,519名。収入としまして、競技場で36万3,850円、テニスコートで220万6,250円となっております。総合公園の管理費として4,628万8,878円、うち芝生の管理委

託料のみでも359万1,000円かかっております。これを踏まえて質問が2点あります。

1つ目ですけれども、第3種認定を受けている競技場が近隣にない中、この競技場の価値というものは高まっているかと思えます。ですので、周辺の地域、団体に働きかけ、利用促進し、運営費を少しでも賄えないものでしょうか。せめて町外から利用される方にはそれ相応の使用料をいただくことはできませんでしょうか。

2つ目に、トラック中央部の芝生なんですけれども、景観としてはすごくきれいに手入れされているなあというふうには感じるんですけども、そのためにきれいに整備されているのでしょうか。もっとスポーツで活用したり、季節がよくなれば、使用していない日などにはご年配の方や障害者の方がゆっくりできるよう開放することはできないものなのでしょうか。この2点をお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 中藪議員お尋ねの陸上競技場の利用について答弁させていただきます。

太子町総合公園陸上競技場は、日本陸上競技連盟の第3種公認を受けております。西播磨地域には残念ながら本町の競技場以外に公認を受けた施設がなくて、唯一の施設であることから、西播磨地域一円の競技者の利用や記録判定というものを支えております。

議員お尋ねの1番目、周辺地域、団体の利用の面では、町内の陸上競技、ラグビー、サッカー、ゲートボールの大会以外にも、揖龍地区、西播磨地区、兵庫県等の公式大会や練習試合等にも幅広く活用されております。

一方、町民グラウンド、テニスコートを含め、年間運営費用は平成20年度決算で2,156万円、平成21年度決算で2,288万円ということで、平年度ベースで申しますと約2,200万円となっております。

議員ご指摘のとおり、町民が大会、記録会、練習などで利用されるのは設置目的に合致してるわけでございますけれども、運営経

費と受益者負担である使用料の乖離が余りにも大きく、これが課題となっているところでございます。

使用料につきましては、町民と町外利用者との間に差を設けること、いわゆる加算規定でございますが、これは従来より広域行政の観点から差を設ける規定を見直しして、市民、町民と同等の取り扱いとしていこうという大きな動きがある中では難しいと考えます。現状では、条例第9条、使用料の規定がございまして、その規定に基づいて使用料をいただくということになります。

次、議員お尋ねの2点目、フィールドの芝生の件では、景観やレクリエーションのためというのではなくて、あくまで競技のために維持管理をしております。

さらに、芝生を健全に維持管理するために、平成15年度より総合公園陸上競技場インフィールド使用基準というのを定めまして、競技場内のフィールド使用については一定の制限を設けております。しかし、陸上競技やこの使用基準に沿った目的であれば、年齢、健全者、障害者に関係なく利用できるようになっております。

さらに、高齢者や障害者の関係では、社会福祉法人夢と虹の会の施設を利用される方や近隣の赤穂特別支援学校生徒の利用並びに西はりまクリニック内の高齢者福祉施設利用者がリハビリを兼ねて月1回程度トラックを利用されております。また、車いすの方が3輪タイプの競技車いすでのトラックレースの練習にも活用されております。これらの利用は、芝生ではなくてトラックでの利用となっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 ご説明ありがとうございます。

その中でなんですけれども、まず1点目の中で他町、周辺地域というところなんですけど、太子町のホームページを見ますと、個人での利用に関しての料金記載、例えば1時間

ないし半日、個人で使う場合は幾らですよという表示もなく、現場に行かないとわからないという状態ですとか、あとは第3種の認定競技場であることは書いてあるんですけども、余りそこをアピールされてらっしゃらないので、何か施設を使ってくださいというふうに誘致していくには弱いんじゃないかなあという気がしています。

また、確認した中で、中体連には無料でお貸しされていると聞いたんですけども、施設的には本当にすばらしい施設なので、そこを適切な料金で利用していただくことは当然なことかと思うんですが、例えば大会ごとに特別参加費などをいただくなどして料金をちょうだいするという事は難しいんでしょうか。

○議長(佐野芳彦) 教育次長。

○教育次長(神南隆司) 個人での利用につきましては条例上規定がございまして、1時間100円、生徒等は50円ということになってございます。それについての表示もしっかりとホームページ上、利用の関係でございまして、使用料を払うということは大変大事なことでございまして、きちっと表示をしたいと思います。

また、第3種のアピールがないという点につきましては、第3種が決して敷居の高くないものではないということもあわせてアピールされてございますし、せっかくまた第3種の公認をいただいているわけですから、そういった議員がおっしゃったように立派な施設なんですよということもきちっとアピールしたいと思います。

中体連につきましては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒の利用する場合につきましては減免をさせていただいております。

また、特別負担金を逆に大会実施者に対して求めてはどうかというご提案でございましてけれども、確かにそういったものをいただきたいところはもうやまやまなんですけれども、現時点では条例上に規定がないもんです

から、やはり現行の条例どおりの適用ということになります。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) 中藪清志議員。

○中藪清志議員 1点目に関しましては、今回太子町マラソンに太子町にゆかりのあるゲストを呼ぶなどしてPR等々もされてらっしゃいますので、このような広報活動を行ってより利用というのを促進して、町民にかかる負担を少しでも減らしていただければと思います。

その中で、先ほどの2点目のトラック中央部の芝生の件なんですけれども、施設利用の規約があるのは僕もちょっと存じ上げているんですが、拝見させてもいただいたんですけども、その中でその冊子が、町民体育館と競技場と、あと数名の方にしか配布されていないというふうに聞いております。スポーツ団体の方等々利用したいと思われてらっしゃる方がそれをすぐ見れない状況はいかがなものかと思うんですけども、またほかの地域の競技場のホームページを確認すると、多くの施設がやはり利用の規約というのをホームページ上でしっかりと出されていらっしゃるということで、紙で配布ができないという理由があるのであれば、ホームページの充実というのをしていただければと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(佐野芳彦) 教育次長。

○教育次長(神南隆司) 議員おっしゃるとおり、体育館また陸上競技場、また関係者はそういう貸し出しの、借りる側からすれば借りるほうの気持ちなんですけれども、その関係でそういう使用基準をそれぞれ持っているわけですけども、一般の利用者にとってはそういったことはオープンになってないという点をご指摘でございますので、早速体育館また陸上競技場と協議しまして、利用の規約、規定をホームページのほうに掲載できるよう協議をしたいと思います。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 中藪清志議員。

○中藪清志議員 では、よろしくお願ひします。

これはちょっといいことなんですけれども、以前国体で使われたときに、すごい素晴らしい会場であったというふうな形で評価を得ているということも一方では聞いております。そこで、いいなあと思ってらっしゃる方とかおられるんですしたら、高校や社会人の合宿ですとか、あとは最近でしたら、今年ですか、なでしこジャパンがすごく活躍して、姫路の競技場なんかにも試合に来られたりとかもしてますし、なでしこリーグの神戸のチームや湯郷のチームなど、ちょうど1時間ないし1時間ちょっとぐらいで来れる場所にもあるかなあとしますので、そういったところにアピールするという観点の意味でも要請、来ていただいて試合をするとか、そういう要請というのは可能なものなんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 第3種公認の基準としまして観客席が幾らかという基準がないんですね。第3種の場合はそんなに多くの、何人以上の基準というものが無いものですから、本町の場合でも見ていただきましたらわかるようにああいった状態で、観客席と周辺の芝生に座って見ていただくという形になってございます。そういった大規模な大会をされる場合はやはり相当の観客席に対する対応も必要となってくるんじゃないかと思っておりますので、そういった大きな大会の誘致ということについて可能かどうかはちょっと私ここで即断はできませんけれども、体育館並びに陸上競技場、担当部局のほうへそういったことができるのかどうかも含めまして調査してみたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 最後に、1つだけお願ひします。

先ほどの件も含めてなんですけれども、条例という兼ね合いがあるかと思っておりますので、できましたら先の件も踏まえて考えていただ

いて、太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例のところのグラウンド使用料等また見直していただければなと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） そうですね。通常、この現在決められたものが金科玉条のごとくこれしかだめだということは言うつもりもございませんけれども、そういった面で見直しというのは大体5年ぐらいのスパンで利用も見直していくべきだと私も思います。ちょうど平成18年度、19年2月にインフィールドの利用についても見直しをしてるわけですね。ちょうど5年経過しております。ですから、そういった利用の方法とその裏腹に使用料の問題、あわせて検討してみる必要があるという認識は持っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 ぜひともその辺も含めて前向きにご検討いただければと思います。

これで一般質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中藪清志議員の一般質問は終わりました。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 10番清原です。通告に従いまして一般質問を行います。

4月の改選によって新しく議員になられた方々が、よきにしろあしきにしろ、アピール度が大変に高いため、その勢いに乗せられた形で今回この場に立ったような次第でして、まさか13人になったとは思いませんでした。

まず、私自身が三十数年、土木建設工事に携わってきまして数百件という数の現場経験をし、そのおかげで今日もあるのですが、そのすべてが現場代理人、主任技術者、請負会社の経営者として現場管理、品質管理、施工管理、そして完成検査を経験してまいりました。民間工事にしろ、公共工事にしろ、工事を請け負いますとそれなりの責任を担って管理を行い、完成検査までに至るわけですが、

やはり大切なお金が使われます。民間工事では大切に蓄積されましたお金により工事代金が支払われ、公共工事においては町民の方々よりお預かりしている大切な税金が使われるわけで、無駄に使われないことは言うまでもなく、請負会社は誠意を持って施工するわけです。公共工事の発注者側にとりましても、事業契約執行に当たりましては厳しいチェックが必要であることは言うまでもありません。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず太子町は発注する請負工事において、どなたが何に基づいて施工管理から監督、そして完成検査を行っておられるのか、伺います。

そして、その施工管理においては監督要領、完成検査においては検査要領に基づいて行うべきですが、太子町においては整備がされておられるのか、2点お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、私がお答えできる範囲でお答えをいたします。

請負工事の施工管理につきましては、地方自治法第234条の2により、契約の履行の確保として必要な監督及び検査が義務づけられております。また、同法施行令第167条の15に監督、検査の方法が定められております。さらに、太子町財務規則第7章第3節の契約の履行で監督員、検査員の使命、監督、検査の方法、必要書類の作成等を規定いたしております。これらの法令等を遵守して、あとは契約書の詳細な規定に従い施工管理、完成検査をいたしております。当然、受注者も同様に法令等を遵守する義務を負い、違反すればそれなりの双方の責任が生じるということになります。

また、ほかには土木、建築ともに各省庁が定める共通仕様書並びに工事管理指針、太子町では独自に太子町監督者マニュアルというものをつくっておりますが、そういったものに施工者から提出された施工要領書等に基づき施工管理、完成検査を行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 重複する点があるかも知れませんが、町発注の工事につきましては、担当部署において担当監督員と統括監督員を定めておりまして、工事の品質確保に基づく品質の確保と施工管理での統一的な運用を確保するため、土木、建築ともに各省庁が定める共通仕様書並びに工事監督指針、太子町監督者マニュアル、施工者から提出されました施工要領書等に基づき施工管理及び完成検査を行っております。

また、工事検査につきましては、地方自治法234条の2第1項に基づき実施するもので、町が事業主体である工事について契約の適正な履行を確保し、町が受ける給付の完了を確認するために行っているものでございます。

次に2点目でございますけれども、町独自の監督要領及び検査要領は、土木につきましては工事監督者マニュアルとして事務手続を定めておりますが、詳細な施工管理要領につきましては兵庫県県土整備部土木請負工事監督要領にて準用をいたしております。

また、完成検査要領につきましても、兵庫県検査規程工事検査事務取扱要領の定めに基づきまして、工事の適正かつ効率的な施工の確保と工事に関する技術水準の向上を図るとともに、適正な検査の実施に努めているところでございます。

建築工事につきましては、国土交通省の監修によります社団法人公共建築協会が定めます標準仕様書及び工事監督指針に基づき工事監督及び中間検査、完成検査を行っており、町独自の検査要領としては特に定めてはございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 想定内のご答弁いただいんですけども、私も相当数の工事を太子町さんでいろいろお世話になりまして、やはりこの地元といたしますか、割合なれ親しんだ地区

での工事も多かったせいか、役場の職員さんとも心安く接することができ、そう深くも考えずに完成検査にはただ手直しの指示がないことを願って済ませてきたんですけども、その間町外でも多くの工事をさせていただきました。姫路市、たつの市、赤穂市、兵庫県と、完成検査もそれぞれに受けてきたんですけども、どこにも検査室、これがあり、その検査室の検査員がその任務に当たられていました。それでは、太子町といたしましたら、その検査室はございません。先ほども申しましたように、なれ親しんだ職員さんやその上司の方の検査で行われてきておりますが、これは少々問題ではないのかなあと疑問を持っております。実態を踏まえて、監督員と検査員は兼務してはならず、例えば自分が役員をしている会社の監査を自分が行うのと何ら違わないんじゃないかなとも思います。これだけ財政も逼迫してき、大きな工事も計画されない昨今ですけども、近で言いますと北配水池、庁舎建設も目前です。また、小規模工事にしても、今後、過去に終了した工事の維持管理を行う上で維持工事はやはり発注されていくものと思われま。今現在の実態を踏まえた中でこの検査体制について再度お伺いする。

それと、近隣の例えばよくたつの市さんが出るんですけども、たつの市さんの工事規程、それから検査規程ですか、平成17年から毎年改善改善されて非常に新しいんですけども、それと同様の改善はされているのか、その辺の整備のことをお伺いしたいんですけども、再度今の2点についてお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 監督員と検査員の兼務はいかがなものかというようなお話がございますが、残念ながら太子町におきましては検査室というものを設けておりません。しかし、工事そのものに対する考え方といたしますか、検査する立場としては当然、先ほど申し上げましたいろんな品確法であると

かに基づきまして行いますので、それは厳正な形で今後も取り組んでいきたいというように思っております。

たつの市の検査規程というお話がございますが、先ほども申し上げておりますが、町では特には検査要領というのは定めておりませんが、それぞれ県、国等の要領に基づいて実施をしております、その都度改正が行われ、それに基づいておりますので、現状では特に問題はないというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 最初に、総務部長の答弁の中に当然のごとく法令を遵守して、違反すれば云々というお答えもありましたけども、私は検査室がないから違反しているんじゃないかとかというようなことを言っているのではないんですけども、やはり兼務をするっていうのは禁止されている項目に入っとなんじゃないかと思うんですけどね。それがやっという何か抵触しなければ別にいいんですけども、私らも受けてきたほうやから、なれ親しんだ人に、さっきも言いましたけども、手直しができないまま終わってくれと、こう願ってずっと受けてきたんですけども、やはり今後も単独で行く道を歩んでいるわけですから、それなりのものはやはり、他市町に準じて、守るべきものは守っていくべきではないかと思うんですね。

それと、検査要領ですけども、何ら不足はないというようなお答えでしたけども、いつごろの検査規程で今やられとんですか。再度お伺いしますけど。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、1点目のいわゆる検査員と監督員のお話でございますが、現在私どもやっておりますのは、ご存じのように監督員は担当、係長なり担当レベルでの監督というシステムでございますので、検査員は部長とか課長が担当をといたしますか、検査員として検査に当たっているのが実情で

ざいます。本来ですと清原議員がおっしゃるように検査室があれば一番いいんですが、それは町レベルでは検査室があるようなところははっきり申し上げてございません。そういう意味で、今太子町の組織としての中で議員がおっしゃるようなその区分とといいますか、そういったところも含めて検査に当たっている状況でございます。

以上でございます。2点目については部長のほうから申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） いつ改定のものをとということでございますが、ちょっと手元に日付というか、そういうようなものはないですが、とにかく最新のものとということで、改正があればそれで対応していくということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 最初の副町長の答弁ですけども、別に私は先ほども申しましたように揚げ足をとっているわけでもないし、それで問題さえなければいいんですけどね。私として今初めて聞いたんは、町レベルではそういうところはなということをお聞きしてちょっとほっとしたところはあるんですけども、何かに抵触さえしなければ結構ですけども、今後もうこういう話も出たということを残していただいて執行していただきたいと思います。

それと、部長の答弁ですが、年号は忘れたと、わからんということなんで、また後日、常任委員会でも結構ですんで、その辺、一番新しい段階で改善してるという今お答えでしたけども、また常任委員会のほうで答弁していただいたらと思います。

続きまして、2点目の太子町では工事の最低制限価格の事前公表により入札実施においては複数の業者が下限価格で並び、くじ引きで落札業者が決定される事態が生じ、品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などが懸念をされて

おります。それらの指摘に基づいて国土交通省は事後公表への転換を各自治体に要請していると聞いておりますが、まず事前公表によって適正な施工の確保、監督、検査等の強化を受注者に対してどのような方策を立てているのかを伺います。

また、全国的に最低制限価格の算定式が公表はされておりますが、国、県、ほかの自治体と比較しますと同等でない率が多く見られます。今後どのようにされていくのかを伺いますが、私は過去の経験からいっても安くても問題はないとは思いますが、太子町だけが数値が違うといったこの現状はどうかと思うわけです。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町におきましては平成15年4月より最低制限価格を事前公表しているのはもうご承知のとおりでございます。最低制限価格制度、ロア・リミット制度は、工事または製造、その他の請負において、契約の内容に適合した履行を確保するために設けているものでございます。適正な施工の確保等については先ほど申し上げたとおりでございます。

また、事前公表により私どものほうにも、私が財政課におりましたときでも、最低制限価格の事前公表により業者が十分な積算をしないで応札しているのではというふうな話も耳に入ってきておりました。しかし、それは落札をすれば契約義務を負うわけでございますので、個々の業者が真摯に積算されているものというふうに考えております。契約の履行につきましては、この点について特に弊害は生じておりません。

また、最低価格を事前公表しておりますために、結果的にはくじによる結果もございませんですけども、その辺につきましては先ほど申しました履行の確保というところに私どもとしては重点を置いております。

それから、最低制限価格の算定式につきましては、国、県を含めて多くの団体が公表を

しております。本町におきましても21年4月から公表をいたしております。これはもう清原議員も本当によくご存じなんです、国においても建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう適正な価格での契約を推進すること、入札制度の透明性を高めて受注者側との信頼関係を保つこと、そういったことを目的といたしております。

最低制限価格の算定に当たりましては、独自の基準を設定している団体は全国で約27%でございます。中央公契連のモデルを参考に基準を設定している団体は本町含めて大体全国で50%弱でございます。これも清原議員ももう百もご承知なんです、そういったモデルを基準として私どもも算定式しておりますが、ただ太子町が少し低いということはもう皆さんご承知のとおりでございます。その点につきましては今後とも情報収集しながら見直しを進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 先ほど私言いましたように、別に安いからといってどうちゅうことは僕はもう個人的にはないと思うんですけど、ただ太子町だけがちょっとこくと、こう下がった数字がどっどっどと並んだら、それがいかなもんかなど。割かし近いような数字に上がる時はね。私は別に業者の肩を持つわけでもないし、物すごい安い率で仕事もさせてもうてた経緯もありますから、低いからといって悪い仕事になるっていうのは全然話が通らないと思うんですね。堀課長も前にも言われたと思うんやね、6月議会でも。

ほんで、同じようなことになるかもわからへんのですけども、以前から私は事前公表は余りよくないと思うんやね、本当に。もう今の太子町の現状見ますと、逆算によって予定価格の割り出しの助けになってる部分が現状なんです。それで、ほかの自治体では逆に予測をされないためにいろんな工夫をされと

るわけですよ。太子町さんは業者にとってはありがたい、1年間、逆算したら同じ率で、たあっとう行きよってのような状態やから、ほぼ100%の数字がぴちっと出るんですね。

先ほども申したんですけども、国交省では事前公表から事後公表へ転換するようという各自治体に要請をされると聞いてんですけども、その辺今後どのようにされていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） このごろはどこでもホームページでもって、中には設計価格まで公表してる団体ももうご承知のとおりです。ただ、適正な最低価格を設ける場合に、同種工事、同規模工事では本町が著しく他市町と比べて低いということになれば、これはやはり同じ地方公共団体としてそんなにアンバランスでいいのかということも確かにおっしゃるとおりです。その辺につきましては、先ほど申しましたように、近隣のことを調査しながら見直す方向で今現在進んでおります。

それから、事前公表の件なんです、これ事後公表ってのつい最近言い出したんですね。それまでは事前公表せえ事前公表せえなんですわ、もうご承知のとおり。これは非常に現場を預かる者としては難しい。難しいといえますのは、皆さんご承知のとおりなんです、ついせんだって神河町で賄賂がありました。あれはもう最低価格伏せておりますから、業者におまえ言えというプレッシャーがかかったわけですね。ですから、これはもう皆さんご存じなんです、非常に業者と行政の古典的な賄賂、古典的な贈収賄の、これもう何も10年、20年の話違いますね。もう必ずやいつの時代もついて回る、いいとは言いませんよ、いいことはありません、もちろん悪いことなんです、必ずついて回るこれ構図なんです。ですから、それを避けようと思えば事前公表してオープンにして、そして健全な競争、これが今のところ太子町にとっては一番いい方法かなと思うとります。

ご存じのように、その当日に最低価格をちょろっと変える自治体もよく聞いたりします。しかし、それもいろいろ話を聞いたりすると非常に運営面で苦しい面、はっきりとはよその自治体言いませんけども、何かしらつらいところがあるようでございます。ですから、その辺は本当に国もあるとき右と言えば、二、三年たったら次左と言うわけですから、しかしその辺は地域の実情に応じて一番いい施策を講じていきたいというふうに思っております。

それから、100%数字がわかってしまうということなんですが、これは国も認めております。通常金抜き設計書を出して、今の時代ですとほぼ100%の数字はもうどの業者、大なり小なりどの業者もつかむことができるということは国ももう認めておりますので、その辺につきましては実際の入札の運営、事前公表、そういった方法で、本町がとんでもない方向に行かないようにこれからも頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 頑張っていきたいという意味はようわからんのやけど、部長、財政課長のときから、早う言うたら業者が値段を聞きに来るから事前公表しとんやというて、今もそのようなこと言われましたけども、もうそんなもん聞きに来たらペナルティー科したらよろしいやんかいな。そんなもん、もうまるで太子町の業者全員が値段を聞きに来るような、そういうふうにも聞こえるし。

それと、やっぱり国がすぐ二、三年ごとに変えるとか、右向けや左向けやというて、これも国もいろいろと考えて変えよってんやさかいに、私は個人的にはやっぱり事後公表がええと思うんですね。だから、今の国が変えられようとしとる、事後公表に転換するよというこの考え方は私は賛成です。さかいに、いつもよう言われるには、太子町のやり方でやりますで行ってんかどうか。だけど、国交省のほうからそういう、指示やないんか

いね、一応要請ですか、その辺のこともあるんで、やはり十分な、ええ方向に検討していただきたいなと思います。それについて答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 県下、町が12町、それから神戸市除いて21市ですか、大体3つぐらいのパターンに分かれますわ。今でも事前も事後も公表してない自治体、それから事後公表、事前公表、大体この3つのパターンに分かれますね。ですから、幾ら国がその旗振りをして、兵庫県下の地方公共団体が一齐に右へ倣えにならないということは、やはりその地域の実情があるのかなというふうに思いますね。ですから、何も太子町の今私が申し上げたことが一番いいとは当然思っておりませんが、その辺は近隣の動向、それから時代の動き、そういったことによって今後変わっていく可能性は否定いたしません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 近隣の動向、世間の動向、よく見きわめていただいて、建設業者の圧力に負けんように頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 こんにちは。7番日本共産党の平田です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、中学校卒業まで入院、通院とも医療費無料化をについて聞きたいと思えます。

子供の豊かな成長と安心して子育てを行うために、中学校3年までの医療費完全無料化を西播地域の多くの自治体で実現をしております。福崎町は6年前から無料化になり、また今年から相生、続いて赤穂、たつの、宍粟市、また佐用町、市川町の新町長もこのたびの選挙において公約に掲げ、当選をしております。

ます。姫路市でも、実現を求めて1万筆以上の住民署名を集めたと聞き及んでおります。近隣の市町の動向を含め、当局としてどのようにお考えか。

また、子供は病気にかかりやすく、重症化することも多く、早期発見、治療が何よりも大切と思われます。お金の心配がなく子供を病院に連れていける。また、少子化対策、子育て支援にとっても医療費無料化は大きな力となります。それに伴い、私たち太子町でもし完全無料化による医療費推定予算額は幾らぐらい要するのかという、この3点にまず質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） こども医療費の無料化についてでございますけども、西播磨の市を中心に医療費の無料化に取り組まれております。このことにつきましては当然経常的な費用負担、いわゆる扶助費負担が発生することに当然留意する必要があると考えております。

県の平成23年10月1日現在の情報でございますけども、県下29市12町のうち、中学生の入院医療費に対する助成は22市6町が実施しております。無料化は当町を含め20市6町でございます。

また、中学生の通院医療費に対する助成は当町含めて7市3町の実施で、無料化につきましては県下5市と1町でございます。ただし、中学生の助成につきましては、この5市1町のうち小野市が平成26年度末まで、福崎町は現在のところ通院分の助成を平成24年度末までとしております。これにつきましては時限的な措置と聞いております。中学生の通院医療費まで助成範囲を拡充している市町は、県下では市町村の4分の1に満たさないということでございます。

当町も少子化対策としまして、医療費の経済的負担軽減を目的としまして、兵庫県の子ども医療費助成事業の基準を上回る助成に取り組んでおります。

医療費自己負担の完全無料化に要する年間

事業費の推計としましては、ゼロ歳児から小学3年生までを対象としまして、乳幼児等医療費助成事業でございますけども、約4,700万円、それから小学4年生から中学3年生までを対象とするこども医療費助成事業で約3,200万円となりまして、合計で約7,900万円が必要と見込まれております。この約7,900万円の財源を将来にわたり捻出することは、現在の本町の財政状況では非常に厳しい状況であります。財政の動向と県下市町の医療費の助成の水準を注視しながら、その状況に応じた制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、部長の説明をいただきまして、予算的にかなり難しいと、そういった説明いただきました。

また、医療費問題は、先ほど申しましたように、世論の力と子供たちを守ってあげようとする行動に近隣の行政は理解を示しております。思い切った決断をされているということは私たち太子町も考えるべきではないかと私は思うわけでございます。

こども医療費助成事業に対し、制度の拡充により、当局本年度10月1日からこども医療費助成事業というものをやっていただき、その対象を通院費まで拡充、拡大したことは一応評価させていただきます。

ただ、例えば学校などで子供が急に病気になった、またけがをした、必ず保護者に連絡し、またかかりつけの病院に連れていく、こういった中で支払いの心配など、学校の教師の方々もいろいろ大変だと私は思います。無料であれば何かと安心して医療が受けられる。長引く不況と雇用の悪化に、より子育て世代の負担は重くなっております。病院に子供を連れていって仕事を休み、また収入が減った上、治療費などが払えない、そういった医療費のかかる子と、また元気な子とは大きな差があります。子供たちがそれぞれの家庭の事情で治療を受けられない。政策を提供す

るのが行政の努めだと私は思います。

もう一度お尋ねします。無理なのでしょうか、お答えください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 太子町としましては、本福祉医療制度、いわゆる今先ほどおっしゃられました乳幼児医療、また子供医療、老人医療、重度心身医療等いろいろ福祉医療等がございますんですが、町単独で行うことにつきましては、やはり医療の制度間の公平性また各医療機関、国保連合会、支払基金の協力を得た事業でもあります。県下統一した事業が本来ですと望まれるところがございますが、現段階としましては県の動向を見据えながら財源の措置をやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 完全無料化を実施した場合、医療費の推定予算額は7,900万円と言われておりました。毎年汚水前処理場の処理金額を見ますと1億円近い予算が積み込まれております。なぜ太子町の宝である子供たちのために早急に無料化を実現していただけないのか、私は納得がいかないわけでございます。そういったことで、今後検討のほどよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

2番目にTPP問題について。

このたび野田首相はTPP、環太平洋連携協定参加をめぐり、参加に向け関係国との協議に入ると表明をいたしました。しかし、東日本大震災を受けて、今はTPPの交渉どころではなく、災害復興、原発事故収束が緊急であり、国民や国会の中でも意見が二分され、混迷を深めております。

TPP問題は国政の問題と思いがちでございますが、私たち太子町においても地域経済や雇用、食料の安定供給、食の安全、食品添加物、農薬、遺伝子組み換え、食料、またBSEなどの保証ができるのか。食料自給率も39%から13%まで下がるおそれが指摘される

など、重大な問題を含んでおります。

医療分野では、アメリカは日本の医療への参入を求めています。混合診療の全面解禁が議論される可能性は排除されず、国民健康保険制度の破壊にもつながりかねず、地域社会の医療、健康にも大きな影響が出るものと思われま。

J A、農林漁業団体だけではなく、関連業界、消費者団体、労働組合、自治体、医療関係、また金融など、私たち太子町住民においても大きく関係する問題であります。当局として、TPPに対してどのようにお考えか。また、これが実現するとなればどう対応されるのか。

まず、1点目の米、牛肉、乳製品に対する関税撤廃、2番目の危うい食品の安全性、また3番目のあいまいな原産地表示、この3点についてどうお考えか、お願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず1点目でございますが、関税撤廃の質問でございますけれども、撤廃ということであれば当然影響というのは出てくるかと思えます。その上で、戸別所得補償制度の適切な推進、あるいはまた圃場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや、相続の際に担い手への農地の集積を促す仕組みなどにより農地集積を加速化して、農業の競争力、体質強化を図っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

それから2点目でございますが、食の安全性ということでございます。現在も行っておりますが、市民農園あるいはグリーンツーリズムの活用、企業や消費者が農林漁業を支援する仕組みの導入、さらには学校給食等の公的施設の活用など、地産地消の推進を図っていくことが必要であるというふうに考えております。

3点目のあいまいな原産地表示の質問でございますけれども、これにつきましては環境保全型農業、農業生産工程管理、あるいは危害

分析重要管理点など、品質等を客観的に評価できる取り組みの拡大が必要であるというように考えているところでございます。

いずれにしましても、国の大きな判断といえますか、そういったことがございますので、地方の自治体といたしましては組織の中で、この件については町の組織、上部組織との連携も十分深めていく。そしてまた、県等とも連携を図りながら、さらに情報収集、入手に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 このT P P問題はまだまだ検討する余地があるというように思われます。そのとおりでございます。ただ、私がここでなぜこれを質問してるかということは、私たちが決めるわけじゃございません。ただ、これに対して町行政がこれから先町民のためにどうしていただくかということでございます。

1と2の先ほどの食の質問で、T P P交渉では高い水準の自由化が目標とされております。従来、日本が除外してきた米、小麦、また砂糖、乳製品、牛乳、豚肉、水産物などについて関税撤廃を求められる可能性について各県のJ A連合団体が反対する理由は、この日本の北海道の農地すら対抗ができない現状でございます。太子町の農業の人たちも当然でございます。食の安全について、衛生植物検疫のS P Sについては、食品安全基準の緩和が今後提起される可能性があることを認め、個別案件ごとに科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなっております。

T P Pのモデルである米、韓国のF T Aについても何日か前に日本でも報道がありました。採決による本会議での封鎖、また市民との激突など、韓国はアメリカの圧力に屈してB S E牛肉と遺伝子組み換え農作物について大幅に譲歩した問題などのあいまいなまた原産地表示。また、食品の安全の持つ問題は、原産地規則でT P P交渉では地域外の英国か

ら輸入した原材料を使った場合もT P P参加国、米国が原産地になり、英国の安全衛生レベルにどんな問題があってもT P P協定に基づいて無関税で輸入しなければなりません。食品の安全については本当に重要なことでございます。そういった中身をどうかこれからも今後調査をしていただきまして、安全に対して町民のため頑張っていただきたいと思えます。

次に、4項目めの災害復旧の公共事業、住宅リフォーム、学校給食も外国資本に開放、現在W T O政府調達協定のもとで、政府と都道府県が発注する20億円以上の公共事業、250万円を超える物品調達は国際入札にかけ、外資に開放しなければなりません。しかも、T P Pでは政府、都道府県でなく、全市町村が受注する6億円以上の公共事業と630万円を超える物品調達を国際入札にすることも可能で、市町村が行っている住宅リフォーム制度、住民、地域業者の地域経済の発展を外国資本によって仕事が奪われるおそれがあります。災害復興の公共事業も同じでございます。さらに、学校給食を外国資本が受注し、輸入冷凍食品主体の学校給食になれば、ますます安全な地産地消の給食もピンチになるわけでございます。

また、5つ目の国保、健保、薬価に対する規制など、米韓F T Aの事例から見ても深刻なのは、医療制度の自由化で日本医師会は次の問題を指摘しております。公的医療制度のないアメリカの基準に沿って民間医療保険の押しつけ、健保、国民健康保険制度の縮小のおそれ、また営利本位の株式会社の医療への参入、不採算な地域、患者、部門からの撤退のおそれ、医師、看護師の国際移動、医師の不足と、地域医療を破壊させるおそれがあります。

こういった5項目、関税撤廃、T P Pに対する実施をどう思われますか。また、国会にて成立が実現された場合、本当にどのように対応されるのか、簡単でいいですから、一応町の見解としてお聞きをいたしたいと思いま

す。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず4点目でございますけども、住宅リフォームあるいは学校給食等にも外国資本がということでございますが、現在でも既にグローバル化が進展をしております中でTPPということがもしということであれば、さらにそれには拍車がかかってくるんだろうなというふうには思っております。

しかし、継続的に繁栄する社会を構築し、また内需が縮小する中で新たな需要の創出、内外の新規市場の開拓を通じまして国内の生産基盤を維持し、高いレベルでの経済連携が両立できる、継続可能な対策が必要ではないかというように考えております。

先ほども申し上げましたが、いずれにいたしましても県等との連携、あるいは国等との連携が必要というように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） TPP参加のもと、国保、健保、薬価に対する規制ということでございます。

現段階におきましては国からのそういった情報提供はございません。TPPに参加した場合の医療分野への具体的な影響について現段階では申し上げることは若干困難でございます。

ただ、医療に市場原理が導入され、質の高い医療に対する費用負担が高騰することが想定される一方、民間会社から満足な保険金が支払われないトラブルや、保険に加入しない者が多く存在する格差が大きな社会問題となってくるというふうなことも考えられます。

医療制度の改変につきましては国の決定事項となりますので、町における直接的な対応は困難と思われませんが、今後国の動向等を注視してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 医療関係のお話も町の見解を伺ったわけでございますが、今の米韓の交渉でもこういう問題が入っておるわけでございます。これから先、何が起こるかかわからないというのが現実でございます。そういった中で、先ほど県との連携を図ってと言っておられましたが、この問題は太子町独自の問題でもございます。農業関係者、企業、医療、金融に対して、町民を守るために、どうか地方から政治を動かすという感じで、調査の上、そういった意見書なんかを提出していただきまして、どうか町民のため阻止をしていただきたいと思っております。

次の3項目に行きます。

税制通則法について移ります。

民主党と自民党、公明党3党が11月10日、今臨時国会で復興財源にたばこ税を盛り込まないということにあわせて法人税減税と国税通則法改悪案を成立させることを合意いたしました。こちらに一応資料もあるわけなんですけど、これを話していたらかなり長くなりますので、先に進めさせていただきます。

民主党内でも合意内容が注視されないまま、十分な法案審議を行わず、衆議院臨時国会にて通過をいたしました。内容は11年度税制改正について、納税者の権利憲章制定を含む権利関係の処分を削除の上、納税環境整備の名で、税務調査時の記帳類の提示、また提出義務や資料のとめ置き、白色申告者の記帳義務など、義務強化を盛り込んでおります。そういった国税通則法改正案の今臨時国会で成立を図るなど、国民、住民、また中小業者の願いに反する重大なもので、強権的調査を合法化し、納税者の権利を剥奪するものであります。この件に関して当局はどのように思われておりますか、お答えをいただきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） このたび、昭和37年の制定以来、最大の改正が行われる国税通則法につきましては、将来の社会保障と税の一体改革の制度設計を見据え、課税の適正を図りながらも納税者に対する税制への信頼

を確保するため、政府税調や専門家、委員会等の中で議論をされ続けて以降の改正というふうに認識をいたしております。すなわち、私ども末端の地方公共団体の本町といたしましては、地方税法の改正が行われれば、租税法主義並びに租税条例主義の観点に基づき、総務省より示される準則に沿う形で条例の整備を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 国税通則法改悪が強行されると、今回の通則法は何ひとつ納税者の権利保障がございません。義務ばかりが強化される法案でありまして、長引く不況、また東日本大震災や円高の影響で、地域経済を支える中小業者や自営業の方々初め消費者の方々に大きな問題であります。

先ほど部長のほうから言われました、62年、昭和37年、通則法制定時には、一般的な記帳義務や質問、検査権の強化などは、納税者や学者、労働組合まで巻き込んで、反対運動によって盛り込まれることができず、その積み残し部分を一気に強行しようとしているのが今回の通則法でございます。強力な権限を新設し、提出に応じないときには1年以下の処罰、また50万円以下の罰金が科せられます。納税者の権利憲章制定など、これまで示してきた考え方を投げ捨てたことは、私たち太子町においても、商工団体、自営業、中小業者、消費者にとって大変なことでございます。払いたくても払えない現実の中、弱者いじめの政策であると思ふわけでございます。

そういった中で、太子町の中小業者、商店の平成22年3月経営者アンケート集計では、50万円未満全体が7%、50万円から1,000万円未満が18.6%、1,000万円から1,500万円未満が11.6%、1,500万円から2,000万円未満の方が7%、2,000万円から3,000万円未満の方が9.3%、3,000万円から5,000万円未満の方が4.7%、5,000万円以上が27.9%、このように太子町の商売人さんとか中小業者の方々の

データが出てるわけでございます。

そういった中で、今年所得300万円以下の小規模な業者にまで一律に記帳を義務づけ、消費者の消費税の簡易課税や免税点の廃止、縮小にも対応できるよう環境整備をしようと思ふ、消費税10%増税の動きを一致しておるわけでございます。だれもが今よいと思っている者は一人もいないんでございます。そのようなときだからこそ自治体は責任と役割を果たして、町民の暮らしを守っていただきたい。地域経済を支える小規模事業者つぶしでなく、国や自治体が進める外資依存とか、そういった法人税減税などの大企業本位の政策から抜け出さない限り、太子町でも倒産店が続出すると私は思ふわけでございます。どうか撤退を求め、住民を守るために断固阻止をしていただきたい。

11月13日には、全国商工団体連合会が、56万人の人たちが国会各議員へ一人一人がはがきを要望として出しておられます。こういった中で、どうかどうか太子町もこういったことに対し要望を提出していただきたいと思ひます。

次に参ります。

4点目の保育についてでございます。

これも6月の一般質問で行いました。現在政府が進めようとしている保育、子育てシステム制度案は、すべての子供に切れ目のないサービスを保障するとしていますが、そこに2つの重大な問題があります。

1つは、それぞれの理念のもとで営々と実績を積み重ねてきた幼稚園や保育園と一体にせず、もう一つの児童福祉制度として機能してきた現行保育制度の解体でございます。新システムでは、実際には子供に必要な保育を受けられる、これが本当は従来でございます。それが受けられないおそれがあるだけでなく、待機児童の解消にもつながりません。この改革の内容が国民や保育関係者に十分知らされず、財源保障の確約もないまま、2011年度初頭の通常国会に提出され、強引に改悪が進められようとしております。児童福

祉法に基づく現行保育制度には、子供の最善の利益を守るために市町村の保育実施義務が明確に位置づけられております。新システム導入は、経営者初め、子供を持つ親などから深刻な問題であると指摘されております。

1から3の問題に対してどのような考えかお答えをいただくわけですが、①の第1に児童福祉法24条に基づく保育の実施義務がなくなる。国の定める最低基準がなくなり、保育の地域の格差が一層広がる。3点目に、保育料は保護者の所得にかかわらず、利用すればするほど負担が増える。こういった中で本当に大変な時期を迎えると思われま。そういったことに対し、当局はどのようにお考えかお答えください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 子ども・子育て新システムにつきましては、子供と子育てを支援するための施策を包括的かつ一元的に実施する制度として構築が進められております。7月には中間取りまとめが行われたところでございます。現在も基本制度ワーキングチームにおきまして新しい成案の取りまとめが行われているというふうに聞いております。

まず、1点目の児童福祉法第24条の市町村の保育の実施義務につきましては、保育を必要とする子供に対しまして市町村が必要な保育を確保するための措置を講じるという全体的な責務規定がございます。虐待を受けているなどの特別な支援を必要とする子供への利用の奨励や入所の措置など、子供を保護するために必要な対応に関する規定を設け、保育の利用保障を全体的に下支えするとの方向が示されております。したがって、新システムにおけます保育の利用につきましては、保護者と施設が直接契約することとなっておりますが、単に直接契約するのではなく、現行制度と同様に、確実に保育が受けられるよう、契約に対しましては行政の強い関与が必要であると考えられます。この関与につきましては現在検討が行われているところでござ

います。

次に、最低基準につきましては、児童福祉法第45条におきまして現在は国が定めることとなっておりますが、地域主権戦略大綱によりまして都道府県が条例で定めることとなっております。しかしながら、人員配置や面積、設備、利用者等の処遇につきましては、地域性を問わず、保育の質の確保に必要不可欠かつ深刻な影響を生じないものであることから、全国一律で従うべき基準としまして整理される見込みとなっております。

また、利用者負担につきましては、現行の保育制度の利用者負担水準を基本に、所得階層ごと並びに利用時間の長短の区分ごとに定額の負担を設定するとの見解が示されております。その負担の設定につきましては、全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準を定めることとなっております。

今後さらに基本制度ワーキングチームにおきまして新システムの検討が進められていこうという運びになっております。年内には成案の取りまとめが行われる予定でもあります。子供に対しまして適切な保育が実施できるよう、引き続き国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長の回答を聞いておりますと、国では現在少子化対策として子供と子育てを支援するための施策を包括的に、かつ一元的に実施すると言われておりますが、子育て新システムを構築するためと、すべての子供たちが公的の場から離れた場合、本当にすべての子供の良質な生育環境、子育て、就業の希望がかなうとお思いでしょうか。

それと、民間になれば当然利益を優先いたします。障害児、低所得者などの子供たちが入所できない可能性も考えられます。保育の地域格差が生まれ、経営による保育の質の低下、保障すらできなくなると思います。利用者の支援を行うことが市町村の責務のはずが、民営化された後、本当に責任を持ってい

ただけるのか不安でございます。問題が起きたときに当局は民間の事業には口が出せないという今の政治、また行政のねらいだと私は思うのであります。いかがなものでしょうか、お答えください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 先ほども申し上げたんですけれども、子ども・子育て新システムの詳細につきましては今後の検討にゆだねられているわけでございますけれども、現実の政策としまして、その財源の確保をどう図っていくのか。また、サービスの質の確保を図りつつ、限られた財源を有効に生かし、その供給量をいかに拡充していけるのか。さらに、トータル的な子育て支援策として、先ほど議員おっしゃられましたように切れ目のないサービス保障をいかに図っていくのか等、その具体体制や制度改革の理念、必要性等が今現在在国のほうで基本制度ワーキングチームにおきまして新システムの検討が進められております。これらのシステムについて、先ほども申し上げましたが、子供に対して適切な保育が実施できるよう、引き続き国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私たちは子供の幸せと育ちを守り、また子育てを支えていく、これが子供を持つ願いであり、希望でございます。子供の貧困や子育て困難が広がっている状況を踏まえ、新システム導入ではなく、国と自治体の責任を確保しながら、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援の制度を拡充すべきで、保育の場の確保を初めとし、すべての子供に質の高い保育、保育障害をなくすことが必要と思われま。どうか政府の新システム案を撤回し、自治体が負う現行保育制度を拡充することが大切で、実践、研究、運動を通して、太子当局が広く心ある訴えを国政へしていただくよう望むわけでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきま

す。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 失礼します。橋本恭子、一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、荒れる学校について伺います。

ここ数十年前から、いじめ問題が世論の脚光を浴び、荒れる学校として非難されてきました。校内暴力、いじめ、薬物使用、非行、バタフライナイフによる教師刺殺、金を要求され苦しんで自殺する子供など、現代社会における子供たちの心の乱れとして問われています。

荒れる学校、子供だけが持っている閉ざされた心の背景には、第1に生徒らの対人関係の未熟さや、核家族化や地域社会との交流が乏しく、テレビっ子となって遊ぶことを学ぶことを半ば忘れたまま成長し、人間的希薄さがあると思われま。第2に、高度情報化社会によって、物質文明のあおりを受けて子供らは欲求不満だけが増大する、我慢する力を失っています。第3に、このような欲求不満やストレスの自己解消に何らかの対策がないまま放置されています。

今の学校教育で変えなければならないものは、教育委員会と学校側が真剣に議論しなければならない、子供たちの教育はどうあるべきか。子供の心の健康のため、どうかかわりが、何ができるか。子供には大人が知らない閉じた社会を持っていて、大人に漏らしてはならないルールがあります。このことが大人や教師にはよく理解されていないまま常に対策が後手に回って、教育現場が荒れる一因となっています。

そこで、太子町ではどのようにされているのかについて伺います。

1、子供たちの教育について、教育委員会と学校側は真剣に議論されていますか。

2、子供の心の健康のためにどうかかわ

り、何をしていますか。

3、子供たちには大人が知らない閉ざされた社会があり、過去や現在聞いたりして、経過、経緯、対策はどうかさったでしょうか。

3点について伺います。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） お答えをさせていただきます。

1番の子供たちの教育について教育委員会と学校側は真剣に議論をしてるかという内容の件ですが、議員のご指摘のとおり、子供たちを取り巻く環境は極めて刺激的で有害なもの、情報がはんらんし、子供たち自身も他者と触れ合ったりする機会が少なくなり、ゲームや携帯メールにのめり込んだりする時間が増大しているように感じます。その結果、早寝早起きのできない子、朝御飯を食べない子、集中、読書のできない子、周りの子とよい関係のつくれない子、すぐキレル、自分勝手、自己中心的な子が増えてきているように思われます。

ご質問の教育委員会と学校側との議論でございますが、毎月校園長会を開催し、生徒指導上の現状と課題について各校園から報告を受け、課題解決に向け、教育委員会と学校が一緒になって議論をしております。

また、定期的に各小・中学校の生徒指導担当者と教育委員会の担当者が生徒指導についての会合を開き、情報交換等を行っております。

さらに、緊急を要する事案が発生したときには、臨時教育委員会や臨時校長会を招集するなどして、教育委員会と学校が常に子供を中心とした議論を行っております。

2番目の内容ですが、子供の心の健康のためどうかかわり、何をしてるかということですが、教育委員会では年度当初に校園の努力目標指針を策定し、心の教育の充実に向けての指針を提示してきました。

また、スクールカウンセラーの派遣事業を実施したり、中学校においては看護師による出前授業や医師による喫煙防止教室、制服会

社の方に来ていただいて制服の着こなし講座を実施したりしております。

さらに、3年生の生徒が保育園や幼稚園へ行き、幼児と触れ合い、成長した自分を実感することで優しさや思いやる心の教育を行っております。

3番の子供には大人が知らない閉じた社会があり、過去や現在聞いたりして、経過、経過、対策をいかにしたかという内容ですが、昨年中学生がパソコンの動画サイトに投稿するという事例がありました。このことによる被害はなかったものの、学校は危機意識を持って携帯やパソコンの使用についての指導を行ったり、教員、保護者にはケータイ安全講座へ参加し、携帯電話の正しい使用方法について学習しました。

また、生活アンケートを実施し、その集計結果を個別懇談や地区懇談会などの場で公表、協議し、生徒の実態の把握に努めているところです。

ご指摘のように、子供たちのわずかな変化も見逃さないために、教育委員会と学校とが絶えず情報交換し合い、子供たちからのシグナルを正確に把握していくことが大切であると考えています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 私も一般的なことを言っておりますが、やはり子供たちは閉ざした社会というんでしょうか、私も高校2年生の男の子に接してみても、ちょっとアンケートをとってみました。その中で、やはりある学校でも心の中をのぞくアンケートとか、それからいじめに対するアンケートをとっております。ちょっとその部分を高校2年生ぐらいの男の子5人に聞いてみましたところ、やはり本当のアンケートに心の気持ちは自分たちは書かないと。教師が喜ぶような、一般的なそういうアンケートのことを書くと。本当、悩んでも、いじめに遭っても、それはアンケートの中に出さないというふうに言っていました。

それで、いろんな事件について話しましたところ、やはり中学2年生ぐらいになりますと中2病と言って、病気的一种でしょうか、普通の子が突然心と体のバランスがとれなくて、どうしても問題行動起こしてしまうとか、そういうことがあるそうです。私は高校2年生の男の子5人に聞きましたんで、そういう時代がありましたかということでも聞きましたが、そういうふうな答えでありました。実際のところはやはり小学生の5、6年生でも子供の心をつかめない親もありますし、学校の状態もあるかと思えます。やはりこういう閉ざされた社会で、子供の心が本当にしんからつかみ切れない、親も、学校も、地域も、そういうことが多々あるかと思うんです。

それで、今教育長の話は、毎月の校長会を開催し、情報交換しながら定期的に学校にも行かれたりして真剣に議論しているということでもありましたが、やはり太子町においてもこういう事件がまた出てくるかと思えますので、十分気をつけていただいて、子供たちの心の動きというんでしょうか、太子町の生徒はいい生徒だなと言っていたかのような、そういう方向にまた持って行ってもらいたいんですが、その心の中のアンケート、いじめのアンケートの内容については教育長に言っておりましたが、こういうアンケートについて何か情報を聞かれたことあるでしょうか。それについて伺います。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） アンケートというよりも、子供たちの動向というものは、今中学校2年病というふうにおっしゃったんですが、その中学校2年の大方の生徒が心と体のバランスを失い、自分をコントロールができない状態になるというのが大半じゃなくて、それが小6にあらわれたり、小5にあらわれたり、また中1、中2、中3であらわれたり、ばらばらになるので、その間の年齢というのは本当に指導ができない状況、とか言う反抗期という時代でございます。ただし、

そのようなことは生徒と生徒の間、または生徒と教師の信頼関係の中でその動向が見えるものでございます。すべてが見えるわけではございませんけども、そういう動きが他の生徒から感じられたり、また生徒と先生の信頼の中から発見できたり、日記とか、一日一日の動きを記録していく中から見えたりするものでございます。何十人、何百人の生徒を毎年見てくれば、そのような動向がベテランの教師、または信頼のある教師、前向きの教師等々には大方が見えてくるものでございます。その見えてくることに対して、事前に保護者との連絡をとりながら、前もって教師が指導をしていくのが現場じゃなかろうかなと思います。そういう面で、アンケートというものもとると同時に、日ごろの行動等もよく観察しながら日々の学校生活を送ってる次第でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 今年、町長の23年度の施策に入っておりますように、生きる力をはぐくむ学校教育の充実で、いじめや不登校など悩みを抱える子供たちや保護者、教員が適切なアドバイスを受けられるためにスクールカウンセラーを300万円ほどかけて予算されて、きめ細やかな教育的支援体制づくりに取り組まれておりますが、スクールカウンセラーも利用しながらこういうこと、いろんなことがあるかと思いますが、よく悩める子供たち、それから保護者、教員の指導をお願いしたいと思えます。

私一つ提案したいのは、教育長にぜひとも、先生方も大変かと思いますが、東京学芸大学准教授の竹鼻ゆかり先生の実践力を養うためのケースメソッド教育というんでしょうか、それをお勧めしたいと思います。ケースメソッド教育とは、事例を用いた討論形式の授業、研修、講習であるんですが、学校の先生方も大変かなあとしますので、効果的には討議で他人の考え方や意見を聞くことによって刺激される学習実践能力を育成するため



など私も思っております。

それで、この盗難があった場所、6カ所でしたかね、太子町においては。太子町においては6カ所で11本ということでありましたが、どこの地域で、どのような感じであったのか、ちょっとそれについて伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 龍田地域でございまして、スタンドパイプが5本、筒先が4本、自治会と、それからもう一つの自治会につきましては筒先が2本と噴霧ノズルが2本という状況でございます。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ありがとうございます。

それでは、この自治会のパトロールと、それから消防団のパトロールぐらいでしか防ぎようがないかと思いますが、やはり1キロ当たり専門業者が売るとすれば250円から500円ぐらいの単価で、転売目的の可能性が高いということで、大がかりな販売ルートが確立されているようだという新聞の記事でありましたが、今後太子町においてもないように気をつけていただいて、パトロールの強化をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。質問終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 じゃ、11番公明党中島貞次でございます。今日は3点にわたって一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目ですけども、消防の広域化についてお尋ねいたします。

過日の新聞報道によりまして、西播磨7市町の消防広域化が白紙になった旨の報道がありました。赤穂市が統合協議から離脱を表明したため、その理由として、統合しても現場到着時間の短縮につながらない、新しい本部に約10人もの職員を出さなければならず消防力が低下すると赤穂市のこれ市長さんだらう

と思うんですけども、が表明されて離脱したということです。そこで、たつの市の西田市長は赤穂市以外の西播磨各市町に対して協議を白紙撤回を提案したとありました。

そこで、西播磨の消防広域化を今日まで協議してきた経緯と並びに広域化によりますメリットあるいはデメリットは何か。また、現状の消防体制はどのようになるのかをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 国におきましては、平成18年6月14日に消防組織法の一部改正がありました。同年7月12日、市町村の消防の広域化に関する基本指針が策定され、平成24年度末を目途に広域化の推進という国の方針が出ました。

また、県におきましては、管轄人口30万人以上の消防力水準となる規模、住民ニーズが高い救急医療を重視、医療圏域や救急搬送先の実態の考慮、消防指令業務の共同化に向けた自主的な市町の取り組みの尊重を基本的な考えといたしまして、平成21年6月8日、兵庫県消防広域化推進計画を策定して、西播磨県民局管内の4市3町、相生、たつの、赤穂、宍粟、佐用、上郡、太子の枠組みとなりまして、5消防署によります標準的な常備消防体制、広域化に係る必要な人員、経費負担額の試算、指令台・デジタル無線整備等につきまして協議を重ねまして、平成23年2月より本町としてはその広域化検討会議に参加をいたしました。

広域化によるメリットは、現場到着所要時間の短縮、初動体制の強化、大規模災害への対応など住民サービスの向上、人員配置の効率化、消防体制の基盤強化等があり、デメリットについてはほとんどないよう考えておりますが、広域化に伴う課題がございます。その課題としては、運営方式、それから広域化消防本部の位置、経費負担、市町長、首長と消防本部の一体性の確保等がございます。赤穂市につきましては、この課題である消防本部の位置について協議が調わずに離脱に至

りました。

現在の消防体制につきましては、ご承知のように、たつの市に消防業務を委託しております。そして、町内にあります太子消防署の体制は、署員32名、消防ポンプ車3台、救助工作車1台、救急車2台、指揮車1台、その他の車両4台、レッドバイク1台の体制でございます。

広域化につきましては、現状の救急及び消防力の確保があり、経費的にも現状維持であれば、私どもといたしましては問題ないというふうに考えております。

また、基本的な事項につきましては、委託先でありますたつの市消防本部の意思を尊重したいというふうに思っております。

今後の広域化につきましては、新聞報道のとおり現在は白紙の状態でございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 中島貞次議員。

**○中島貞次議員** 今、細かな説明をいただきありがとうございました。

この消防の広域化を西播磨で行う場合に、一応予定されていたのが旧揖保川町役場、現在のたつの市の揖保川支所なるんですけども、そこが西播磨広域の消防本部というふうに、設置の予定ということで伺っております。もしそこに設置されるのであれば、当然たつの市周辺、太子町も入るんですけども、すぐ近くで、何かがあればすぐ来てくれる、近距離にあるんですけども、赤穂市の場合、そこまで距離的に遠いということとか、いろんな面で、人員も要るということで離脱されたというふうな経緯を聞いております。そういう意味で、ある意味太子町にとっては揖保川支所に設置されるということは非常に有効であると、そういうふうに私は考えております。その上に立って、先ほどいろいろ言われましたが、具体的にこういう広域化になりますと当然町として負担しなければいけない部分が多いと思うんですけども、太子町独自では、うちはたつの消防本部に属しますので、直接的にどのような影響が出るかわ

かりませんが、その辺の経費的な負担というか、幾らぐらいと大体想像しておられますか。

**○議長（佐野芳彦）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 経費の面につきましては、具体的な数字を一応は出してるんですが、今こういう状態になりましたので、ちょっと公にすることは赤穂市さんの手前もありますので差し控えたいと思いますが、ただ経費的、今たつの市消防さんに委託しておりますのも交付税の基準財政収入額が基準となっております。恐らくそういったものが基本になることは間違いないと思います。ただ、一つ大きなメリットは、国の指針によりまして広域化にしようとしていくわけですから、平成の大合併のときの合併特例債のように、またデジタル無線ですか、その一体的な設備投資になりますと特例債がつくような財政的な援助も国から受けられるというふうに聞いております。ですから、本町といたしましては財政的には何らそんなに、うわあ、大変だなと、こんなに負担が増えるのかということにはならないというふうに推測をいたしております。

**○議長（佐野芳彦）** 中島貞次議員。

**○中島貞次議員** そういう意味で、消防の広域化をした場合に国からある程度の、消防本部の財政運営に支障が生じないように、地方債についても国が特別の配慮をすることを規定しているというふうに、これは総務省消防庁ですか、の資料からもあります。そういう意味で、現在白紙の状態なんで、太子町にとってどの程度の負担になるかがちょっとわかりませんが、例えば広域化することによって、消防本部ごとに当然区域が現在は限定されておりますけども、たつの消防本部と宍粟の消防本部が隣接している地域は距離的にはたつのより宍粟のほうが近いんちゃうかというふうな場合があったとしたら、広域化によって、じゃあ今までたつのから来ていたものが宍粟から来ることができるという意味で非常に時間短縮になったりとかというこ

とができるということと、あと設備面においても現在、先ほどいろんな車両の設備の実態がありましたけれども、高度な機材とか車両が今後配備される可能性が強いと。ですが、たつにはない、例えば相生や向こうにある高度な設備が、自動車が緊急出動することもできるということが可能なわけでありませう。あと、ドクターヘリは後で質問しますが、それとも関係ありますけれども、広域化によりまして消防による救急のヘリの配備というのが現実できるかどうかわかりませんが、そこまで可能性はあるかと思えます。その辺、費用がかなりかかりますんで何とも言えませんが。そういう意味で、私自身は現状の消防本部、あるいは各太子で言うと、その太子の消防署の施設、建物自体は現状のままであり、そしてまた各地域にあります消防団との関係も現状のまま推移していくというふうにとらえておりますが、その辺の現在の消防体制の動きについて一言お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） この広域化の消防につきましては、今先ほど出ましたように、破談といたしますが、赤穂市が離脱したためにもうなくなってるんですが、そうなる前も、現在ある太子消防署のそのまま現在の機能は維持するというような中でございましたので、いわゆるメリット、デメリットと申しますが、メリットはその組織力のアップということがありますが、デメリットは太子町としてはないという判断はいたしておりました。ただ、赤穂市さんが先ほどおっしゃったように消防本部の問題あるいは西側の組織を少し固めたいというような意向もありまして破談になったわけなんですけど、そういった意味で、それがうまいこといっておれば、私どものほうではデメリットなしに、そしてメリットとしては、大きな組織の中での消防力ができるというメリットがあったのではないかと申すというふうには判断いたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 最後に、消防についてですけども、今後のこの広域化について、現状では白紙になったんですが、今後の予想、予想というたらおかしいですね、今後の展望について、ぜひともこうすべきであるというふうな考えを町長にひとつお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） これ先ほど来、赤穂市の離脱によりまして白紙撤回という結論が出たところでございます。その後の動き、特に私ども先ほど来出てますように、たつの市消防本部に委託をいたしております。強行に太子が先導とるとか、そういうこともいたしかねます。そうした中で、今の条件とか、それから町民の皆さんに不利にならないような体制でのそうした統合、そういうのが私はいいいと思いますけど、今のところ先行きは不透明でございます。しかし、ある一部からは話が出てると申すのもまた否めない事実というところで、まだそれは公表するとか、できるとか、そういうもんじゃございませんので、そこらは慎重に進めなければいけないと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

消防力の強化は地域住民の安全・安心を守るという一面から考えますと非常に大事なことで、また強力に推進お願いしたいと思います。

じゃあ、2点目に移りたいと思います。これ受動喫煙防止の取り組みについてをテーマといたします。

全国的にさまざまな反響を呼びながら受動喫煙防止条例制定への動きが非常に活発化し、兵庫県においても現在策定に向けて協議中であります。

この受動喫煙は、2007年に世界保健機関が2010年2月までに建物内を100%完全禁煙にすべきとの勧告を出してから一段とクローズアップされたわけでありませう。

たばこの煙につきましては、喫煙者本人が吸う煙が主流煙と、たばこの先端から立ち上る煙を副流煙と呼び、本人の意思とは関係なく副流煙を吸い込むことを受動喫煙と呼んでいます。セカンドスモークと呼ばれているわけですが、このたばこの煙には約200種類以上の有害物質が含まれて、そして副流煙には主流煙の何と2倍以上の毒性があることが指摘されております。すなわち、たばこを吸う本人よりも、関係のない周りの人々により大きな被害を与えるところに受動喫煙の大きな問題があるわけであります。

そこで、県民モニターによるアンケート結果によりまして、不特定または多数の人が利用する施設での喫煙を規制することに対して8割の人が賛成との考えを示しています。民間施設までに規制をかけることには、特に飲食店関係者等から強い反発の声があると聞いております。現在、県はまだ防止条例について協議中ではありますが、町としてはこの受動喫煙防止への取り組みに関してどのような考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 兵庫県におきましては、受動喫煙防止条例制定に向けて検討が進められております。

条例骨子案では、官公庁、病院、大学を除く学校、児童福祉施設につきましては屋内の全面禁煙とし、当初全面禁煙としておりました百貨店やスーパー、公共交通機関のターミナルなどは分煙を容認、また小規模飲食店につきましては分煙措置や、お客の判断で店を選べるよう、喫煙可能な店はその旨の表示をする、そういう措置を選択できるようにするなど、事業者の営業形態や実態に配慮した内容となっております。

受動喫煙の健康に対する影響が指摘されていることから、既に本町の施設におきましては屋内禁煙といたしておりますが、民間事業者に過度な負担や規制がかかることのないよう、県条例案の検討状況を注意深く見守っていき、県条例施行の際には兵庫県と連携をと

りまして受動喫煙の防止に努めてまいりたいと、このような考え方でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

県条例がまだ協議中で、策定にはまだ至っていないんですけれども、ところがいろんなところで分煙対策として進んでいるわけでございます。特に町にとっては町税に大きくたばこ税というのは関係があるわけで、今回の12月定例会の補正予算でもおよそ2億円になるたばこ税が今回上程されてるわけですけども、そういう意味である程度大事な税収源の一つであります。健康の面から見ますとこの受動喫煙というのは非常に危険性が大きいことは先ほど述べたとおりでございます。あと、要は県の条例を待つ以外にないわけですから、今後あらゆる機会を通じて何らかの方法で、一方でたばこを吸う人の権利を、権利というたらおかしいですね、守りつつ受動喫煙にならないように、そういう対策を今後とも町としても考えていただきたい。受動喫煙防止の県の条例がいつ定めるかわかりませんが、定まった段階においてまた町においても検討をよろしくお願ひしたいというふうに思いますので、これは町長一言よろしくお願ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど担当部長答弁させていただきましたように、これはもう前から言われておりますことで、私自身は逆にたばこ税が、たばこがそうしてだんだんと締められる中で、今まで約2億円近いたばこ税があったのが今度はどういう形態でこういう措置がとられれば財政支援がなされるか、そっちのほうが重点ではないかなという思いがするところでございます。そこらは慎重に県の動向をかんがみながら進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

次、3点目に移りたいと思います。今度は

ドクターヘリについて質問させていただき  
ます。

ドクターヘリといいましても町と直接関係  
ないような、そういう大きな事業で、これは  
県の事業なってくるんであれなんですけれど  
も、国としては2007年6月でドクターヘリ法  
が成立いたしました。これは公明党が主導し  
て行ったもので、一挙に全国に配慮が進ん  
で、ドクターヘリは現在全国で23道府県に  
27機が救急医療の現場で大活躍している状況  
であります。現在、兵庫県では兵庫県但馬地  
域、京都の北部あるいは鳥取県を運航対象に  
して、豊岡病院が基地病院として運航されて  
おります。

このドクターヘリは50キロの距離を15分  
で飛行するというすぐれもので、平均時速  
200キロになるわけですね。ですから、一人  
県会議員で乗った人がおって、すごいスピー  
ドで上がっていくと怖いと、ジェットコース  
ター並みで上がって飛んで、上空では200キ  
ロを超えるスピードで行くわけですから、そ  
れだけすごい速さがあるということを体験し  
ておられました。

その中には最新の医療機器が装備されて、  
救急専門の医師と看護師が搭乗した専門のヘ  
リコプターです。兵庫県北部、京都、鳥取に  
配備されているドクターヘリはベッドが2台  
あるというふうに聞いております。2010年度  
出動件数は847件ありまして、1日当たり  
2.4件あります。これは全国ドクターヘリ  
の中で最多の出動記録であったというふうに聞  
いております。この豊岡病院の先生によりま  
すと、予測生存率が50%以下の重症、外傷患  
者に限りますと救命率が2倍から3倍に上  
ったというふうに有用性を強調されておられ  
ました。

また、このたびの東日本大震災におきまし  
ては、兵庫県を初めとして全国のドクターヘ  
リが災害現場に即座に駆けつけ、被災者救援  
に活躍したことが報道されました。このすぐ  
れもののドクターヘリを今度は西播磨地域及  
び中播磨地域を中心に配備してはどうかと考

えます。現在、3次救急医療体制については  
県立の循環器病センターがあり、また2013年  
3月には製鉄記念広畑病院に救命救急センタ  
ーが開設される予定であります。住民の命を  
守る、また都市部での交通渋滞に、太子なん  
かは特にそうですけども、交通渋滞に影響さ  
れずに救命率を高めることが可能であり、災  
害医療や小児救急医療などの分野においても  
大いにドクターヘリの導入設置が期待されて  
います。町としても県に対して積極的に働き  
かけをしてはどうか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この件に関しまして  
は、やはり先ほども議員ご指摘のとおり、循  
環器病センター、また平成25年には製鉄記念  
病院がオープンすることになっております。  
そうした中で、この23年10月24日、西播磨の  
市町長会で県知事に対して要望書を既に発送  
いたしております。その実績等々は、当然効  
果があるというのは、十分実績も積んでおり  
ます。しかしながら、負担ですね。パイロッ  
ト、それから医師の確保、そうしたところで  
相当また頑張っていかないと難しい面が出る  
可能性もあろうと思っております、とりあえずこ  
の西播磨地域に配備ということは既に要望済み  
でございますので、できればそうなるよう  
に今後も努力していきたいと、このように思  
います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 西播磨各首長さんがそうい  
うふうに積極的に考えておられるということ  
について非常に私も安心いたしました。太子  
町に限らず、特に宍粟の山奥、波賀町なんか  
になりますと、一刻も早い救命救急になりま  
すと、どうしてもそういうドクターヘリと  
か、そういうのが必要になってくるわけで、  
一刻も早く救命救急センター、姫路市になる  
んですけど、製鉄記念病院とか循環器病セン  
ターといいまして、そこへ一刻も早く運ぶと  
いうことがやっぱり命を守るという意味で非  
常に大事なことだと考えておりますんで、ま

た今後ともよろしく申し上げます。

きょうは3点にわたっていろいろ質問させていただきまして、すべてにわたって町長が答えていただきました。ありがとうございました。

以上で終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 失礼します。引き続きまして、公明党13番井村淳子が一般質問いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

まず、自殺対策、うつ対策についてであります。

平成23年度版の自殺対策白書によると、平成22年における我が国の自殺者は3万1,690人で、13年連続で3万人を超え、この数は交通事故で亡くなる人の約5倍にも相当し、憂慮すべき事態となっております。

兵庫県内でも年間約1,300人が自殺で亡くなり、その動機に関する調査では、健康問題が最多で、また経済、生活問題では就職の失敗が原因とされる方が増加し、仕事や家庭問題が増えております。

近年では自殺は個人の問題ではなく、身近な社会の問題として考えられ、県においては兵庫県のちと心のサポートダイヤルや自殺予防ガイドブック等を作成し、啓発予防に努められ、当町におきましても先月11月23日には県の地域自殺対策緊急強化基金を活用しまして、うつをテーマにした健康講演会が開催されたところであります。

そこで1点目、太子町の過去5年間の自殺の実態、年代別、原因、動機と、ふだんからの予防等啓発の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目、統計によると、45歳から64歳の中高年男性の自殺死亡率は他の年代と比べて高く、健康や経済の問題を抱え、ストレスを受けやすく、20歳から34歳の若い世代でも死因の1位が自殺となっております。その多くがうつ病を発症しているということから、早期

発見、早期治療につなげなくてはなりません。

今回提案させていただいているところの体温計とは、東海大学医学部附属八王子病院で行われているメンタルチェックを携帯電話用にシステム化したものであります。自分の心の状態、つまりストレス状況と落ち込み度を確認でき、結果に基づき相談窓口につながることができるシステムであります。

丹波市等、ところの体温計をホームページで使用し運用しているところでは、うつ病に早く気づけばそれだけ受診が早くなり、自殺予防につなげることができると期待をされています。

24年度も地域自殺対策緊急強化基金事業が継続されると聞いておりますので、ぜひ自殺防止対策の一つとして、手軽にいつでもどこでも心の健康をチェックできるところの体温計に町のホームページからアクセスできるシステムを導入できないか、考えをお伺ひいたします。

3点目、うつ病治療には、これまでの薬物療法に加えまして、認知行動療法の有効性が注目されております。

認知行動療法とは、患者の不安感が強まることなどで自己に否定的な物事のとらえ方や解釈を生じることに対し、治療者の手助けによってゆがみを気づかせ修正する対処法を学習することで不快な感情を改善させる精神療法のことですが、公明党はうつ病対策をがんや心臓疾患に次ぐ国民病として早くからワーキングチームを設置して研究、対策の提案をしております。それによって、精神療法である認知行動療法に対して平成22年4月から保険適用されることとなりました。町民に対して、この認知行動療法をどこで受けられるのか等、情報提供や周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてよろしくお願ひいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（山本修三）** 太子町の過去

5年間の自殺の実態でございますが、平成18年から22年の年代別自殺者数につきましては、10歳代が1人、20歳代で4人、30歳代8人、40歳代で4人、50歳代6人、60歳代が6人、70歳代4人、80歳代、90歳代はゼロでございます。合計33人となっております。30歳代が24%と一番多くなっております。男女比較につきましては、約8割が男性ということでございます。

また、原因、動機につきましては、太子町として町分は不明でございますが、兵庫県警の平成22年の資料に基づきますと、自殺原因につきましては健康問題が最も多く、41%となっております。次いで経済、生活問題が17%ということでございます。また、複数の要因が重なって自殺に至るケースが多いことも指摘されてございます。

予防啓発の取り組みにつきましては、「広報たいし」に、うつ病の自分で気づく症状、周囲が気づく症状や心の健康チェック、主な相談窓口を掲載させていただいております。

また、平成23年度こころの健康講座としまして、1クール3回の講座を開催したところ定員50名を超える参加申し込みがありました。

また、11月23日には、こころの健康をテーマにした健康講演会を開催し、約280人の方々が来られておられます。これにつきましては、たくさんの方がご参加いただきました健康チェック等もございました。それから、講演では、自身の体験や、ストレスに負けないよう、変えることができる行動や思考を変えていくことなどのお話もございました。

次に、こころの体温計でございますが、町のホームページからアクセスについては、他市町で先進的に取り組まれている市町がございます。先進事例、内容、予算面等も含め、また研究、検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、認知行動療法でございます。先ほど予防啓発でこころの健康講座ということでお話しさせていただきましたが、これにつ

きましては今年度1クール3回ということで、9月22日に第1回、開講式と太子町の心の病気の状況とストレス、ストレスが引き起こすさまざまな症状を知ろうということで、臨床心理士によります、保健師2名によります講義を行っております。

また、29日には第2回としまして、ストレスは自分でコントロールしてストレスに強くなるろうということで、作業療法士による講習によりまして講演をやっていただいております。

それから第3回、10月6日には、体を動かしてストレス発散ということで、こころの健康講座3回の取り組みをさせていただいております。

認知行動療法をベースにした、ストレスに対する対処の仕方の講義や集団での演習を実施させていただいております。また、自分のストレス状態を調べるストレス度チェックや自分のストレスに対する耐性の判定なども行い、自分がストレスに強いかわ弱いかなど知っていただく内容も実施しております。

今後も、心の健康に関する情報につきましては、町民の皆様へ周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今お答えいただきました。太子町におきましてもやはり自殺の実態がこのようにあるということがありまして、データで出てるように、やっぱり働き手の一番経済的にも健康的にも家族の方が必要とするそのときに亡くなってる方がおられるんやなどということを感じました。やっぱりふだんからのそういう啓発、また相談体制、もう気軽にいつでも相談ができるような体制をしていかなければならない、この太子町もそういうことを協力的にやっていただきたいと思いません。

それと、今こころの体温計で検討をしたいということでお聞きしました。私も先日の心の病の講演会の前に、健康チェックというこ

とで、ストレス度の測定ができる機械、してみたかったんですけど、やっぱり大好評で、もう順番待ちで結局それはできなかつたんですね。だから、本当にストレスのチェックというのはみんな関心があって、知らず知らずのうちに心の中にいろんな不満とか、言いたいことがあっても言えないこと、それが自分ではわからないうちに体のほうにあらわれてくるというのが最近の心の病に通ずるものであると思います。

こころの体温計というのは、今丹波市のほうでも7月1日より始められたんですね。こころの体温計には、みずからの心の状態を知る本人モード、また身近な家族を思いやっつての家族モード、赤ちゃんをお持ちの赤ちゃんママモード、それと、あなたは困ったときどう乗り切りますかのストレスチェックがあります。そして、その簡単な質問に答えて自分の心の状態が出ますと、いろんな金魚とか石とか、そういうイラストであらわされて、今の自分の状況はこんなですよということがわかりまして、そこからすぐに下のずっとホームページをつないでいきますと、そのまま市とか県とかの心の相談、それに加えて消費生活相談、また多重債務の相談、それに加えて人権法律相談、青少年の方にとってはそういう子供の関係、家庭子ども園かな、そちらのほうの相談の電話番号と、また老人介護の相談の方には地域包括支援センターがここにありますよっていうようなこともそのページに載っておりました。そして、それに加えて、心の専門医療機関である、また精神科、心療内科の日時、場所、電話番号が紹介されておまして、本当に自分が、あ、ちょっとしんどいなって思ったときにそこを開いて、また携帯でチェックをしておきますと、携帯のほうでもバーコードというんか、Qコードというんか、それを読み取りますと携帯のほうでもいつでもどこでもそういうチェックができて、すぐにそういう病院、どこに行けばいいのかわかるのか、またお母さんのこと、またお父さんのことで悩んでいるっていうたらそう

いう老人介護のところに相談しようとか、いろんな、だからもう至れり尽くせりの、私はこのこころの体温計をすると同時に、その下についている相談体制にすごく感動いたしました。本当に町のほうでもいろいろな広報とかを通してされておりますが、ちょっとわかりづらい面もあるんですね。一個一個を見ていったら、ああ、この相談はこの日この日ということではわかるんですけど、こんなに羅列してもう一遍に、心からまた介護相談、また医療機関まで紹介されておりますと本当に安心するというのかな。もう悩んでいる人がどのように対応すればよいかかわかる情報の発信もされておりました。

丹波市では7月1日からサービスを開始されましたが、7月は8,769、8月は8,697、9月は5,577、10月は6,299と、本当にアクセス数が増えているって、もう開設してからこんなにアクセスがあるとは思わなかったということも言われてました。丹波市自体は本来は月にしても2,000ぐらいのアクセス数なんだんですけども、事このこころの体温計のところに関してはかなりのそういう見に来る人っていうのかな、そういう方が増えているということで、やっぱり現代病としてストレスチェックをしながら、みんなが何か悩んで何かに救いを求めているんじゃないかなということを感じましたので、ぜひ前向きに検討していただき、いろいろ予算のこともありますけども、その地域自殺対策強化緊急基金ですか、それもまた24年、25年、26年も続くだろうということは聞いておりますので、しっかりとそちらのほうの予算措置もしていただき、できるものならこのこころの体温計も太子町でも行えるようにしていただきたいと思います。

それと、3点目の認知行動療法ですけども、これも最近テレビとか新聞とかで大分皆さんの中に認知はされてきましたけども、なかなかこの病院とかどこかわからないしということで、私のほうにもよく問い合わせがあります。認知行動療法が保険適用になった

のが22年4月からということで、保険点数がかなり少なく、1時間当たり治療しても420点ということで、お金にしますと4,200円と低いためになかなか取り組んでおられる医療機関が少なかったということもあって、この認知行動療法が保険適用になりましたっていう時点では病院さえわからなかったという状況でしたけども、今1年以上過ぎてまして大分この兵庫県下でもその認知行動療法がされるようになってまいりました。

町のほうでも、そういう臨床心理士さんとか、専門の先生についていただきながら3クールをされているということですけども、そこに来れる人はまだいいと思うんですね。やっぱり内々で、もうどこに相談していいかわからへんて。うつって若い子でも最近はかかるんですね。いじめがきっかけでもううちにこもってしまったって。でも、その今の早いうちに病院に行けばもう絶対治るって言われる病気なんですね。それをずっとうちにこもったままで、うちへうちへこもって人とのつながりがなくなると、だんだんだんだんと本当に病気になってしまうというか、そういうところもありますのでね。

今、私もインターネットで調べてみますと、西宮に4カ所、北区、中央区に2カ所ずつ、尼崎、神戸、明石、福崎に1カ所ずつの兵庫県下として計12医療機関がこの認知行動療法を実施されるようになってきました。

この秋口に、私も相談を受けた際に県に問い合わせましたところ、西宮の有馬病院というところを紹介していただきまして、その方に直接連絡をとっていただき、その若い方でしたけども、適用するかの間診等も終わって、今現在治療を開始されたところであります。親御さんも本当にほっとされている、そういう状況でした。

この認知行動療法のことをできるだけ皆さんにも、薬物だけでなく、こういう心の精神的な、ストレスから身を守る、そういう否定的な考え方から前向きな考え方になっていける、この認知行動療法のこと、また受診がで

きる病院等もいろいろと広報等にも載せていただき、もっとこの病気に、うつという病気に悩んでおられる方にとって門戸を開いていただきたいと考えているわけですけども、この点はどうでしょうか。認知行動療法のその病院を広報とかホームページで、こういう病院があつてこういう治療を受けられますっていうことは発信できるでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 認知行動療法でございますが、先ほど病院等をおっしゃられたわけですけども、また担当のほうとお話しさせていただいて、ちょっと内容を研究、検討させていただきたいというふうに思います。

先ほど地域自殺対策緊急強化基金、これが23年度、単年度ということでお聞きしておりましたので、この部分についての11月23日の講演会は実施させていただいたということでおつたんですけども、きょうちょっと担当のほうから24年度以降も引き続きあるということでございますので、この認知行動療法の健康教室も含めまして、こころの体温計ですか、この辺も先進地、取り組まれている市町もあるようでございますので、研究、検討させていただきたいというふうに、調整させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 どうぞよろしくお願ひします。

自殺対策、うつ病対策としては大きくもう3つの段階に分けることができると思います。

まず、予防対策として、知識の周知や相談窓口の設置など、自己管理のための環境整備、次に早期発見、早期治療、最後にリハビリや復職支援となります。どうか町民の命を守るというメッセージを発信し、支えられているという安心感を持っていただけるような普及啓発のキャンペーンの実施や、またホームページの充実などをぜひお願いをいたしま

して、この1問目については終わりとさせていただきます。

次に移ります。

次に、災害に強いまちづくりについてに入ります。

女性の視点からの防災対策について。

東日本大震災から8カ月が過ぎ、被災地では本格的な復旧、復興が急がれる一方、全国各地では今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。

今回も被災地では、男女の性差や高齢者、乳幼児、障害者や年代層によってもその要望にはさまざまなものがありました。その声なき声に耳を傾けながら女性のネットワークを生かして、アレルギー対応の粉ミルクや企業から提供された医薬品や化粧品、下着等の救援物資を避難所に届けたり、切実な悩みにもこたえる細やかな支援を手がけた女性の視点がいかに重要であるかが認識されております。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っており、介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性たちが災害時の担い手としてその力が発揮できるような仕組みが必要です。

そこで、お伺いいたします。

1、太子町防災会議の委員は条例に基づき任命されており、女性が登用されていない。女性委員も積極登用するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、防災における男女共同参画の推進として、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することになるなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取り組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するために、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確

立するということが盛り込まれました。現在の太子町地域防災計画では女性からの意見は反映されていないと思いますが、今回の震災を受け、防災計画に女性からの視点が今後必要であると考えますが、どのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

3点目、災害時の防災備蓄物資について、女性や子供、高齢者、障害者に配慮した物資が備蓄されているのか、お伺いをいたします。

以上、3点につきまして答弁をよろしくお願いたします。

続きまして大きな2番になりますが、6月定例会では、震災時に迅速な行政サービスを提供するために、被災者支援システムについて活用することができるか研究を行い、導入について検討することでありましたが、その後どのような研究をされてどうであったのかについてお伺いをいたします。

それと最後、太子町ではドコモの携帯電話に一斉送信するエリアメール配信が10月1日からスタートしております。姫路市は約10万人に避難勧告を発令した9月の台風12号では初めてのエリアメールを運用しましたが、メールの発信が避難勧告発令の40分から50分後と遅れ、また避難勧告が出た後に1段階前の避難準備情報が市民に届くなど混乱をいたしました。そういうことも教訓に、町も災害時に素早く正確な情報を届けるための対策はできているのか、お伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 男女共同社会形成にとりまして、いろんな分野における女性の参画は重要なもので、防災についても同様に認識をいたしております。

質問のありました防災会議の委員は太子町防災会議条例第3条第5項で行政機関や公共機関の職員と規定しておりまして、委員の公募はなく、関係機関の職員が委員として割り当てられておりまして、結果として女性の委員が不在の状況となっております。条例では

男女の別について規定はありませんので、関係機関の長等が女性となった場合には、太子町防災会議の委員に女性が任命されることとなります。

現在の地域防災計画の見直し作業におきましては、職員からの意見やパブリックコメントなど男女を問わず見直し意見を募りましたが、十分に女性の意見が反映されているとは言いがたいと認識いたしております。阪神・淡路大震災などの教訓から、女性の防災対策への参画の重要性が挙げられていたにもかかわらず、3月の東日本大震災では女性の視点による防災対策などの遅れがはっきりとなりました。

当町におきましても、防災対策を講じる上で女性の参画は必要と考えており、昨年度になります。震災前の2月には、女性の防災対策への参画を得るために、防災と男女共同参画をテーマに講演会を開催いたしております。

ご質問いただいております地域防災計画は大きな全体的な計画となっており、細かな計画まで記載されておられませんので、細かな内容を決める各種のマニュアルなどの見直しや策定の際には必要に応じて女性や要援護者の意見を取り入れて、災害時に有効なマニュアルの策定を進めるとともに、女性が参加しやすい仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

それから③番ですが、女性や子供、高齢者、障害者の関係の物資の備蓄でございますが、災害時の備蓄につきましては、西播磨広域防災計画に基づき備蓄をしております。女性用の生理用品や赤ちゃんの粉ミルク、乳児用のおむつや高齢者用のおむつなどを備蓄しております。ただ、現在の備蓄で十分かどうかはなかなか難しいんですが、費用や保管場所に限りがありますので、自助・公助また共助も含めた備蓄により災害に備えていきたいというふうに考えております。

それから大きな2番ですが、被災者支援システムの導入についてでございます。これも

前にもご質問いただき、その後検討したわけですが、被災者支援システムにつきましては、既にデモ用のIDを取得し、デモ版により操作確認や機能についての検証を行っております。今後システムを導入する方向で現在検証作業を行っております。これは住民基本台帳のデータと連携する必要がございますので、来年度の住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修後にサーバー等その辺をいろいろ勘案しながら何とか前向きに検討したいと思っております。

前にもお答えをしたんですが、西宮市さんのシステムはサポート会社の指定があるようですね。私ども入っておりますNECのこの住基につきましては、西宮市さんの被災者支援システムのサポート会社にはどうも入っていないという話を聞いております。そういったことで、サポート会社が入っているようなシステムで、サポート会社の指定となっているようなシステムですと導入費用も大体80万円ぐらいと聞いておりますが、どうも私どもNECのシステムではハードに約100万円、それからソフトに、システムに約110万円ぐらいの予算が要るといったような情報は今の段階で得ております。今後さらに詰めていききたいと思っております。

それから、大きな3番目の災害時の情報伝達体制でございますが、近隣の市町におきまして、近年に避難情報を発令する事案がなかった市町では、今回の台風12、15号では避難情報の発令を円滑に行うことが困難だったというふうに聞いております。

避難情報は住民の生命と財産を守るための重要な情報でありますから、避難情報の発令や伝達方法を明確にするマニュアル策定のガイドラインの作成が今現在県において進められております。

本町におきましても、県が作成しましたガイドラインや近隣市町の問題点を参考に本町のマニュアルを整備し、災害が発生するおそれがある場合には速やかに対応できるように強化を進めていこうというふうに思っており

ます。

また、担当職員につきましても、10月1日から始まりましたエリアメール等につきましては、今現在災害担当の職員を専任として張りつけて対応をさせております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 災害に強いまちづくり、私は毎回今年はずっと聞かせていただいているんですけども、今回は女性の視点からということでお伺いをしました。

まず初めの、この太子町の防災会議の関係ですけども、今現在17名の方がなっているということで聞いておりますが、充て職でそういうふうになっていると。この防災会議の定数っていうのは上限何名なんでしょうか。

それと、今さっき総務部長は充て職になっているので女性が長になった時点でその防災会議に入るといように私はちょっと受けとめたんですけども、今回国の中央防災会議でも26人のうち女性委員は3人、また都道府県の防災会議の女性比率も4.1%という、もう本当に女性が入ってない、少ないっていう現状があります。しかも、太子町ではゼロであります。そういう役職の充て職になっているので仕方がないということもありますけども、男女共同参画計画においては2020年には30%の目標が設定されているわけですね。この目標に対しての認識についてもお伺いをしたいと思います。

それと、今回女性の視点からということで、阪神大震災もあり、また東北の震災もある中で、阪神大震災の教訓が全然生かされていないかったということで、再度女性の視点というのが出てきたわけですけども、避難所には当然不特定多数の方が一時的な共同生活を送る場所であるため自宅とは異なるさまざまな制約がありますが、緊急的な避難とはいえ、可能な限り最低限の生活上の安全と安心は確保されなければならないと思います。

今後、自主防災組織で避難所運営ができるような啓発を粘り強く取り組んでいただきたい

いわけですが、現在DIGという災害シミュレーションの図上訓練というのを、住んでいる地域の地図に危険箇所などを記入して防災対策を検討する訓練がされております。昨年の実績見ましても、自治会11地域がそういうDIGという図上訓練をしたということもありました。しかしながら、今年は石海、中止になりましたので、それが飛んでしまうことになるんですけども。

最近そのDIGっていうのに加えて、今避難所運営ゲームとあって、避難所運営のあり方について取り組みがしやすいようなゲームが注目をされております。避難所のH、運営のU、ゲームのGで、ハグとありますが、抱擁のことではなくて、ただ避難所運営ゲームの頭文字をとってハグと名づけております。これも模造紙に学校などを避難場所として、仮定しながら避難所運営をみんなで考えて、要援護者や、また乳児、子供を持つ親、障害を持っている方、高齢者等に配慮しながら、部屋割りしたり、炊き出し場所を決めたり、仮設トイレを決めたり、男女別の着がえ場所やペットの居場所等、生活空間の確保について具体的に取り組むゲームであります。

こうした訓練は日ごろから住民に自助・共助の意識を高めていく中で取り入れていただきたいと思いますが、今全体でやっていた太子町のそういう防災訓練からそれぞれ校区に分かれてしておりますが、一回石海のように中止になりますと、それは今度もう来年に延ばされるということなんでしょうか。そうすると、また一年一年ずれてきますし間があいてきますので、そういう訓練については日ごろの実践がなければ、いざというときには役立ちませんので、できるだけ途切れない形で、できたら自主防災組織単位でそういう図上訓練とかハグという避難所運営ゲームができるような体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、災害時の防災物資の関係ですけども、今決算とかでいろいろ報告をされております太子町の備蓄、私も女性の視点から余り

何も思わなかったんですけども、やっぱりいろいろと今回の東北大震災の中でのことを聞いておきますと、さまざまな形で足らなかった部分が出てきて、日ごろから防災備蓄として置いておかなければならないというものも出てきております。

例えば一例ですけれども、粉ミルクは太子町でも用意をされておりますが、哺乳瓶とがあります。ただ単にその備蓄をしているというだけではなしに、いざ災害が起こったときには、あるところでは粉ミルクと乳幼児の飲料水とカセットコンロと哺乳瓶と哺乳瓶の消毒液を1セットで備蓄をしているということもありました。なるほどなあと思えました。赤ちゃんに粉ミルク飲ませるときには沸騰させたお湯じゃなければいけませんし、飲ませた後はちゃんと消毒をしないと二次のそういう病気もかかりますので、そういういろんな知恵を住民の方からもいただきながら進めておられたり、また寒い冬場は使い捨ての懐炉、そういうのも備蓄をされているところもありましたし、オストメイト・トイレで排出処理のために装着しているストーマ装具とか、また年配の方、体の不自由な方にはつえなど、そういうものもふだんから備蓄をしているんだということも言われておりました。

本当にこの緊急物資の備蓄等のあり方をまたこの防災計画を見直されるときには女性とか高齢者、障害者の視点から見直しを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、何点か言いましたけれども、とりあえずそれだけ答えてください。よろしく願います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、防災会議のメンバーですが、人数につきましては上限で23名になります。これは内部の我々職員も含めまして、警察官、それから国の機関、県の機関の者、それからたつの市消防本部消防長、消防団、指定公共機関といったような人数を最大で23名になります。今こういう条例の内容になっておりますので、私が申し上げ

ましたその趣旨は、たまたまこの中に女性がいなかったというふうにご理解いただければありがたいなと思います。地方行政機関の中でも女性がおりましたら当然入ってくるわけですから、女性を故意に排除したような内容でないことだけのご理解をいただきたいと思えます。

それから2点目に、先ほどいいことを聞かせていただいたんですが、避難所運営ゲームというものは初めて聞かせていただきました。例えばそれを今私どもが力を入れなければいけないなと思っておりますのは自主防災組織、これがご承知のように非常に熱心なところとなかなかそうじゃないところ、温度差がありますもので、まず自主防災組織を、活発になるような啓発をしていきたいというふうに思っております。そういった中で、この避難所運営ゲームですか、こういったものも取り入れられたらまた違った意味の研修ができるんじゃないかなということをお聞きしましたんで、これは非常にありがたいなと思います。

それから、備蓄の関係でございますが、確かにおっしゃるように女性の視点から見れば、そんなもん、粉ミルクだけ置いとったんではあきませんよと、当然哺乳瓶も要るんですし、それを温めるコンロ、それからまた消毒する器具も要るわけですから、その辺につきましては早速担当のほうにセットものであるかどうか、今セットもので備蓄しているかどうか、その辺は確認したいと思えます。いずれにしても、女性や、それから子供さん、高齢者、障害者の方の視点もいろいろお聞きしながら備蓄に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、防災会議の上限が23名ということで、その役職に当たった人が女の人であればここに入ることですけれども、ある大阪市のほうでは女性委員の登用をしやすくするために条例を変えているという

ところもありました。条例を変えるというんか、今太子町でしたらこの第3条のところには5がありまして、その下にその任命する者の役職がずっと書いてありまして、8番まであるわけですね。その一番下のほうに大阪のほうでは市長が防災上必要と認める者を変えて対応できるというふうな文言をつけ加えまして、やっぱり今まだまだ男性社会でありますし、なかなかここに太子町の条例に載っておりますような職員、教育長、教育次長、たつの市消防本部消防長、なる可能性は少ないと思います、今の現状ではね。ですから、反対に女性が登用しやすいような形で、この大阪市条例をそういう市長が認めればそこに委員として入れられるっていうような文言を一つ加えていただければ、ほかの女性団体とか、ほかの方からの意見も聞けますので、そういう見直しも求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、私も今回いろいろな防災の訓練を受けながら、一宮の曲里地区というところに私も視察に行きながら、その町の自治会長さんとも少し話をさせてもらったんですけども、一宮の曲里町はかなり毎年のようにというか水害に遭われてて、もう昔から揖保川の上流のほうですので、この間の佐用とかが大変だったあのときの災害にもほとんどの家がつかってしまったんやって。そこからその曲里地区は住民また行政、国交省の力もかりながら自分たちで危険地域とか、またつかる地域、ハザードマップも見直してつくられているっていうようなところの話も聞いてきました。なかなか太子町は災害がないところですので、この意識が高まるころがもう本当に難しいところですけども、私が一番感じたのは、やっぱりそういう大きな組織の中で訓練をするのではなくて、先ほども言われましたけども、自主防災組織単位でやっていく。その中で、いろんな消防とか、また防災リーダーとか、いろんな方の知恵とか力をかりながら自主防災のそういう組織がもっともっと活発にできていって、そういうハグっていうゲーム

もみんなでしながらやってたら本当に楽しいというんか、いろんなことを想定しながら、頭も使いますので、そういった訓練がいざというときには発揮ができる。何もしていないところは災害が起こったときには一番危ないんだということもその一宮の曲里地区のほうでも聞いてきましたけども、やっぱり私たちも行政ばかりに頼るのではなしに、自助・共助という部分をしっかりと町のほうからはまた啓発また発信をしていただきたいと思います。

先ほどお聞きしましたこの条例の件についてお答えをいただけますか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず、この防災会議の条例の件でございますが、いみじくも今女性の登用ということをおっしゃっておりますが、まだほかにも障害者とか高齢者、そういう方も考えるべきではないかということも私実は昨日鋭いちょっと指摘をあるところから受けまして、そういうことはぜひ条例改正しないといけないなという思いでございました。

これ条例だけじゃなくして、先ほどおっしゃっております一宮の曲里地区、あそこはもう毎年災害にもお遭いになってるんですよ。そうした地区で自主防もだんだんと確立していってるというのも私も承知いたしております。太子町では災害が少ない町でございますので、本当に自主防がそこまで危機感を持ってやっていただければもう本当に言うことがないですが、まだ今そこまでは至っておりません。やはり行政がある程度でこ入れしながらそうした自主防災組織が活躍できるように、活動できるように取り組みをしていきたいと、このように考えるところでございますので、どうかご協力、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 最後ですけども、先ほども条例の関係で、女性の視点だけではなく、障害者の方の意見もまたお聞きしながら考え直

していきたいみたいなことも言っていただきましたので、ぜひそういう形で実現をしていただきたいと思います。

本当に私、公明党はこの10月から1カ月間かけまして、被災3県を除く全国の公明党の女性議員全員が女性の視点からの防災行政総点検に取り組みをいたしました。太子町におきましてもご協力ありがとうございました。

今回の調査から改めて地方自治体の現状や課題が浮き彫りとなり、内閣総理大臣にも第1次提言をさせていただいたところであります。

町におきましても、女性の視点を防災に生かすことが災害弱者を守ることになるとの認識を深めていただき、防災対策にいろいろな形で反映をしていただくことを求めまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で井村淳子議員の

一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後4時27分）

（再開 午後4時27分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、12月6日午前10時から再開します。

なお、12月6日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時28分）